

# 令和6年度第1回 本庄市交通政策協議会 次第

日 時：令和6年5月17日（金）

午後1時30分～

場 所：本庄市役所（6階）大会議室

## 1. 開 会

## 2. 委嘱状交付

## 3. 挨 拶

## 4. 監査委員の選任

## 5. 報告事項

（1）デマンドバス及びシャトルバスの利用状況の推移

報告事項

6 頁

## 6. 議 事

（1）令和5年度 事業報告及び歳入歳出決算について

資料 1

16 頁

（2）令和6年度 事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

資料 2

20 頁

（3）令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る  
地域公共交通計画の認定申請（地域内フィーダー系統・地域  
間幹線系統）について

資料 3

22 頁

参考資料

（4）今後のスケジュール及び運行にあたって協議・合意が必要な事項

資料 4

44 頁

（5）運賃協議分科会の設置に伴う本庄市交通政策協議会設置要綱の  
一部改正について

資料 5

52 頁

（6）デジタル田園都市国家構想交付金の活用に伴う「本庄市A I デマ  
ンドバスシステム導入支援業務 仕様書（案）」の変更について

資料 6

60 頁

## 7. そ の 他

## 8. 閉 会

令和6年度 本庄市交通政策協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

| 役 職  | 氏 名        | 選 出 区 分<br>(本庄市交通政策協議会設置要綱第3条第2項)         | 備 考                           |
|------|------------|-------------------------------------------|-------------------------------|
| 会長   | ササキ 邦明     | 第13号委員(学識経験を有する者)                         | 早稲田大学 教授                      |
| 委員   | サイトウ 順一    | 第1号委員(本庄市長又はその指名する者)                      | 本庄市都市整備部長                     |
| 委員   | タスマ 健一     | 第2号委員(一般乗合旅客自動車運送事業者)                     | 朝日自動車株式会社<br>運輸部長             |
| 委員   | イシクラ 実希雄   |                                           | 十王自動車株式会社<br>代表取締役 専務         |
| 委員   | セキネ ハジメ    | 第2号委員(一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体)              | 一般社団法人埼玉県バス協会<br>専務理事         |
| 委員   | ウチダ ヨシノリ   | 第3号委員(一般貸切旅客自動車運送事業者)                     | 本庄観光株式会社<br>代表取締役             |
| 委員   | アサミ ロクロウ   |                                           | 協同貨物自動車株式会社<br>代表取締役          |
| 委員   | ジングウ つぐよ   | 第4号委員(一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体)              | 本庄地区タクシー協議会<br>会長             |
| 委員   | フジタ ミツギ    |                                           | 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会<br>事務局長      |
| 委員   | イヅカ ミツヒロ   | 第5号委員(一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者) | 朝日自動車労働組合<br>執行委員長            |
| 委員   | マチダ ジュンイチ  | 第6号委員(住民又は利用者の代表)                         | 西今井自治会長                       |
| 委員   | ヤナギタ マコト   |                                           | 本庄市老人クラブ連合会<br>副会長            |
| 監査委員 | タナカ カズナリ   |                                           | 本庄商工会議所 専務理事                  |
| 委員   | ミヤベ タカオ    |                                           | 児玉商工会 副会長                     |
| 委員   | タナムラ トモフミ  |                                           | 本庄市身体障害者福祉会<br>会長             |
| 委員   | オギワラ マサユキ  | 第7号委員(本庄警察署長又はその指名する者)                    | 本庄警察署交通課 課長                   |
| 委員   | サカモト ユウト   | 第8号委員(児玉警察署長又はその指名する者)                    | 児玉警察署交通課 課長                   |
| 委員   | ムラカミ アキヒロ  | 第9号委員(国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者)            | 埼玉県企画財政部交通政策課<br>主幹           |
| 委員   | タカギ ジュンコ   | 第10号委員(関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者)             | 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局<br>首席運輸企画専門官 |
| 委員   | ハラダ ヒデユキ   | 第11号委員(国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者)           | 国土交通省関東地方整備局建設部<br>都市調整官      |
| 委員   | ナカス ケイタ    | 第12号委員(道路管理者(国道))                         | 国土交通省大宮国道事務所<br>所長            |
| 委員   | クリハラ リュウイチ | 第12号委員(道路管理者(県道))                         | 埼玉県本庄県土整備事務所<br>道路部長          |
| 監査委員 | ハヤシ トミシ    | 第13号委員(その他協議会が必要と認める者)                    | 本庄市議会 議員                      |

## 本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

### (設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

### (業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (6) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (7) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 本庄警察署長又はその指名する者
- (8) 児玉警察署長又はその指名する者
- (9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者
- (10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者
- (12) 道路管理者
- (13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第2項第13号に規定する者のうち、学識経験を有するものをもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

（協議結果の尊重義務）

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

（監査）

第11条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

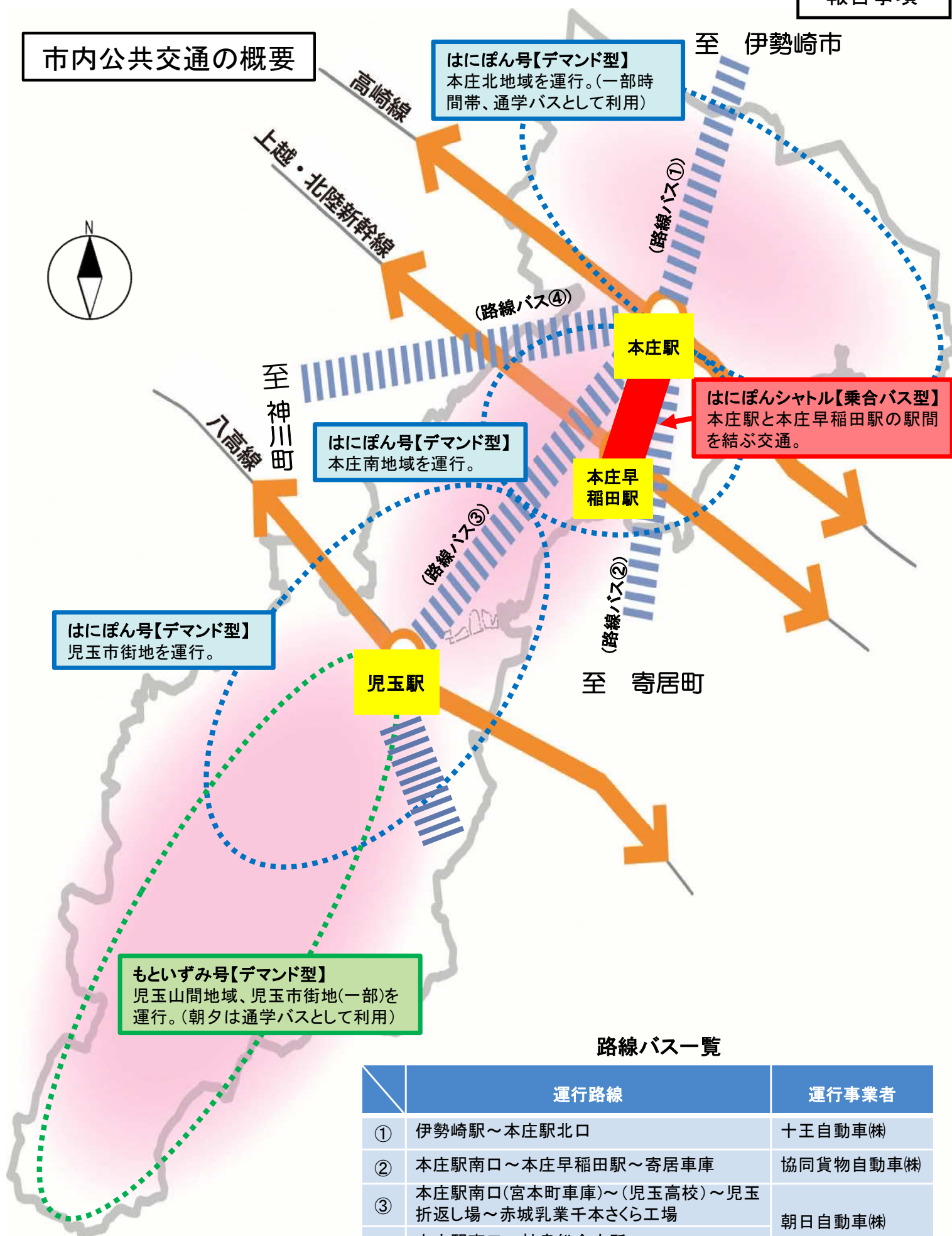
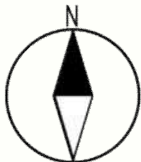
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

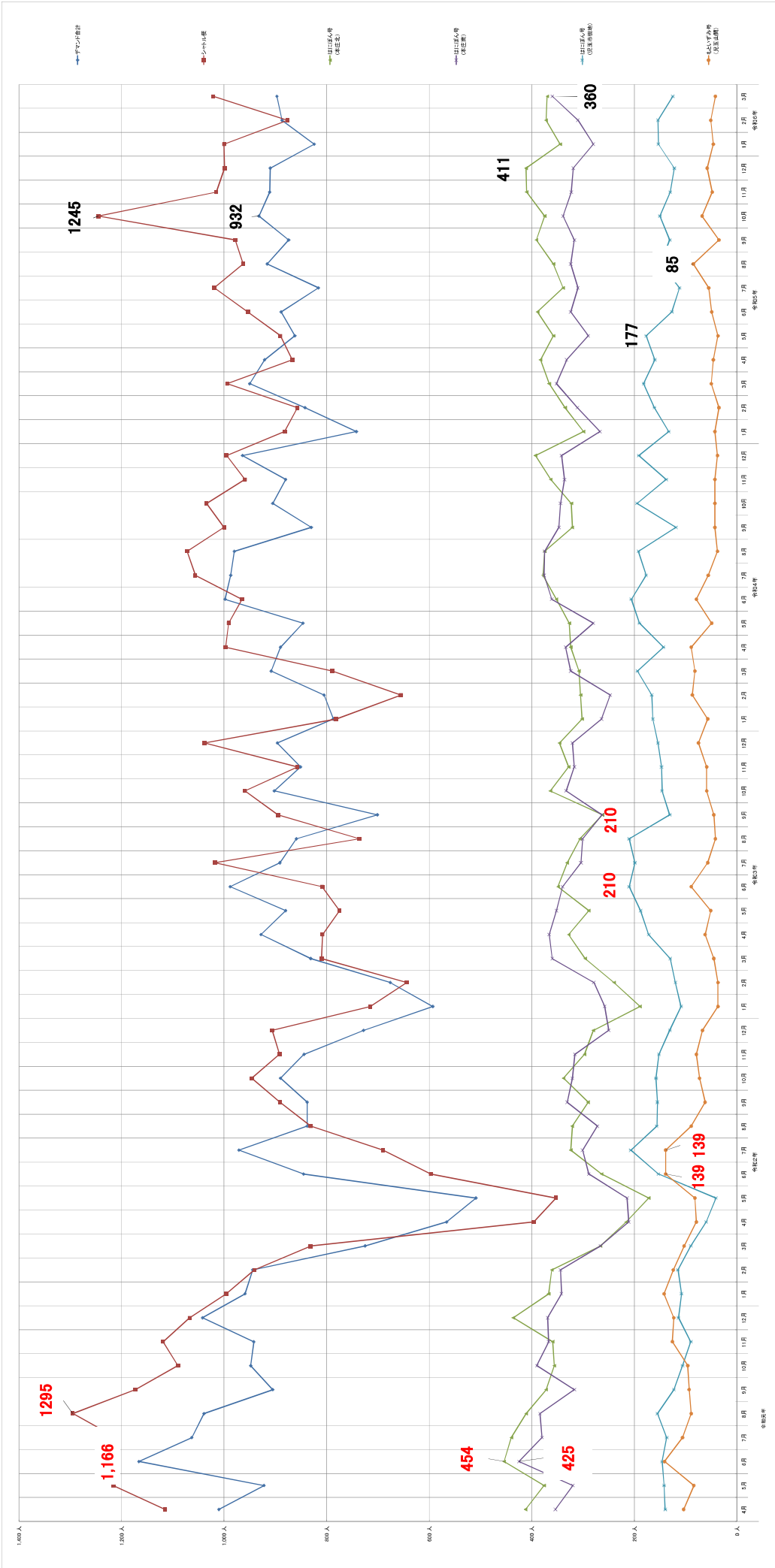
## 市内公共交通の概要



## 路線バス一覧

|   | 運行路線                                   | 運行事業者      |
|---|----------------------------------------|------------|
| ① | 伊勢崎駅～本庄駅北口                             | 十王自動車(株)   |
| ② | 本庄駅南口～本庄早稲田駅～寄居車庫                      | 協同貨物自動車(株) |
| ③ | 本庄駅南口(宮本町車庫)～(児玉高校)～児玉折返し場～赤城乳業千本さくら工場 | 朝日自動車(株)   |
| ④ | 本庄駅南口～神泉総合支所                           |            |

デマンドバス（はにぼん号・もといずみ号）・シャトルバス 利用状況  
(直近5年の状況)



# デマンド交通・シャトル便 利用者数

## ①デマンド交通(はにぼん号・もといずみ号) 利用者数

| 令和5年             |  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 令和6年 |        |        | 合計 | 参考<br>(R4年度) | 前年比 |
|------------------|--|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|--------|----|--------------|-----|
| 運行日数             |  | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月   |        |        |    |              |     |
|                  |  | 24日  | 24日  | 26日  | 25日  | 26日  | 24日  | 25日  | 24日  | 24日  | 23日  | 23日  | 23日  |        |        |    | 24日          |     |
| はにぼん号<br>(本庄北)   |  | 383  | 358  | 389  | 339  | 358  | 391  | 375  | 410  | 411  | 345  | 372  | 370  | 4,501  | 8.3%   |    |              |     |
| 1日平均             |  | 16.0 | 14.9 | 15.0 | 13.6 | 13.8 | 16.3 | 15.0 | 17.1 | 17.1 | 15.0 | 16.2 | 15.4 | 15.4   | 7.8%   |    |              |     |
| はにぼん号<br>(本庄南)   |  | 332  | 290  | 324  | 310  | 324  | 317  | 339  | 323  | 319  | 280  | 310  | 360  | 3,828  | -4.9%  |    |              |     |
| 1日平均             |  | 13.8 | 12.1 | 12.5 | 12.4 | 12.5 | 13.2 | 13.6 | 13.5 | 13.3 | 12.2 | 13.5 | 15.0 | 13.1   | -5.0%  |    |              |     |
| はにぼん号<br>(児玉市街地) |  | 160  | 177  | 127  | 112  | 149  | 131  | 150  | 130  | 122  | 153  | 154  | 125  | 1,690  | -16.6% |    |              |     |
| 1日平均             |  | 6.7  | 7.4  | 4.9  | 4.5  | 5.7  | 5.5  | 6.0  | 5.4  | 5.1  | 6.7  | 6.7  | 5.2  | 5.8    | -17.3% |    |              |     |
| もといずみ号<br>(児玉山間) |  | 46   | 37   | 49   | 55   | 85   | 35   | 68   | 48   | 58   | 46   | 51   | 42   | 620    | 2.3%   |    |              |     |
| 1日平均             |  | 1.9  | 1.5  | 1.9  | 2.2  | 3.3  | 1.5  | 2.7  | 2.0  | 2.4  | 2.0  | 2.2  | 1.8  | 2.1    | 1.1%   |    |              |     |
| 市内合計             |  | 921  | 862  | 889  | 816  | 916  | 874  | 932  | 911  | 910  | 824  | 887  | 897  | 10,639 | -1.6%  |    |              |     |
| 1日平均             |  | 38.4 | 35.9 | 34.2 | 32.6 | 35.2 | 36.4 | 37.3 | 38.0 | 37.9 | 35.8 | 38.6 | 37.4 | 36.4   | -2.1%  |    |              |     |

(単位:人)

(単位:人)

## ②シャトル便(はにぼんシャトル) 利用者数

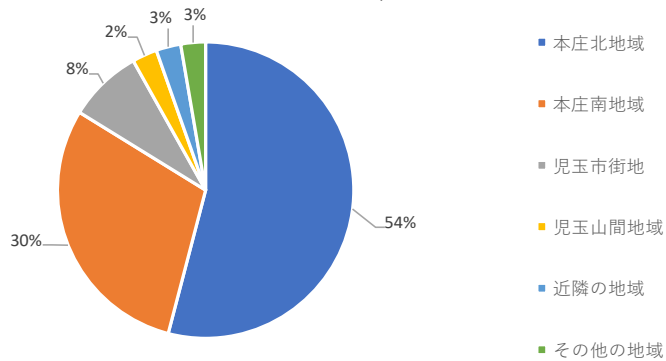
| 令和5年  |           |           |           |           |           |           |            |            |            |           |           |           | 令和6年   |      |        | 合計 | 参考<br>(R4年度) | 前年比 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|--------|------|--------|----|--------------|-----|
|       |           |           |           |           |           |           |            |            |            |           |           |           |        |      |        |    |              |     |
| 運行日数  | 月 間       |           |           |           |           |           |            |            |            |           |           |           |        |      |        |    |              |     |
|       | 4月<br>30日 | 5月<br>31日 | 6月<br>30日 | 7月<br>31日 | 8月<br>31日 | 9月<br>30日 | 10月<br>31日 | 11月<br>30日 | 12月<br>31日 | 1月<br>31日 | 2月<br>29日 | 3月<br>31日 |        |      |        |    |              |     |
| シャトル便 | 867       | 890       | 954       | 1,019     | 963       | 978       | 1,245      | 1,015      | 999        | 1,000     | 876       | 1,021     | 11,827 | 365日 | 0.2%   |    |              |     |
| 1日平均  | 28.9      | 28.7      | 31.8      | 32.9      | 31.1      | 32.6      | 40.2       | 33.8       | 32.2       | 32.3      | 30.2      | 32.9      | 32.3   | 366日 | 0.0%   |    |              |     |
|       |           |           |           |           |           |           |            |            |            |           |           |           |        |      | (単位:人) |    |              |     |

(単位:人)

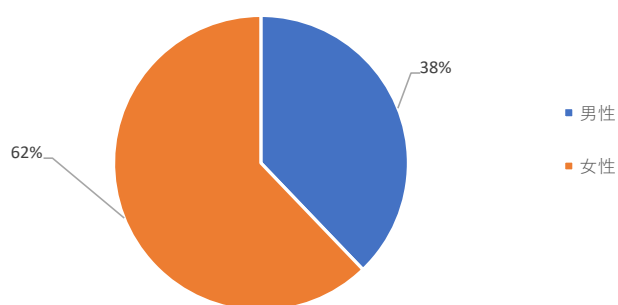
はにぼん号・もといずみ号  
利用者アンケート結果

アンケート期間：令和6年2月～3月  
回答者：37名

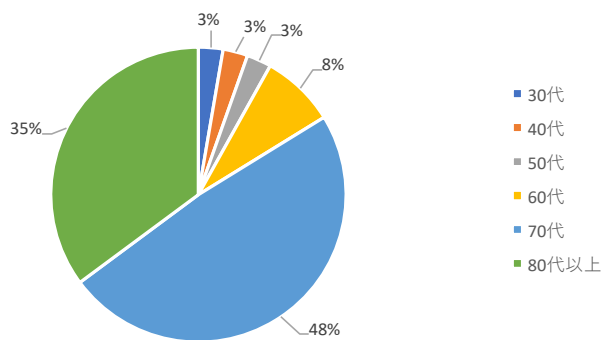
1-1 住まい



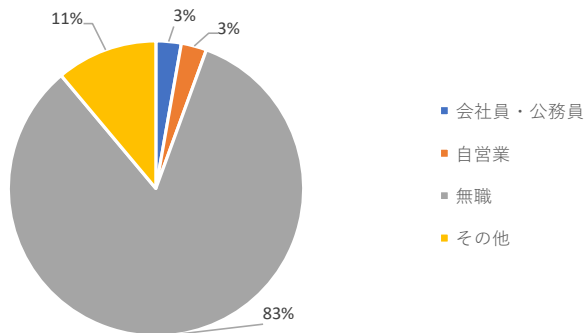
1-2 性別



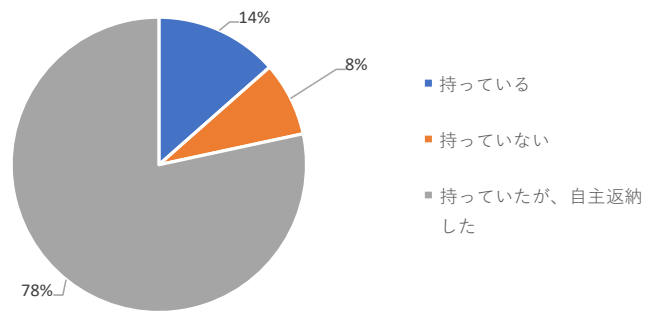
1-3 年齢



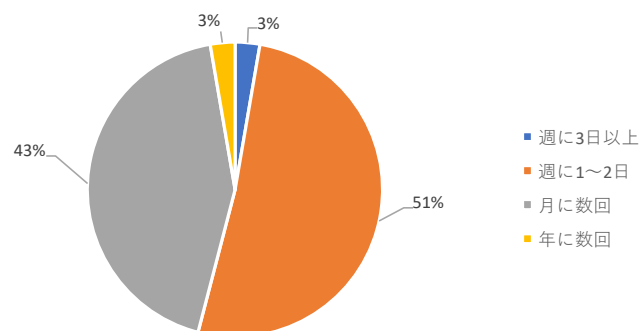
1-4 職業



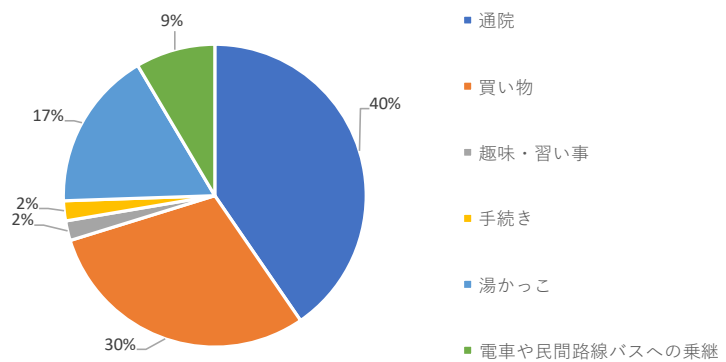
### 1 - 5 運転免許証



### 2 利用頻度

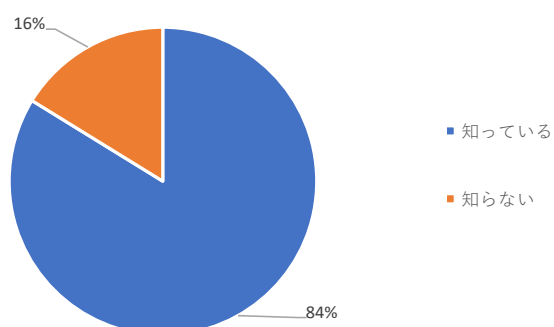


### 3 利用目的



「その他」の内容  
・美容室

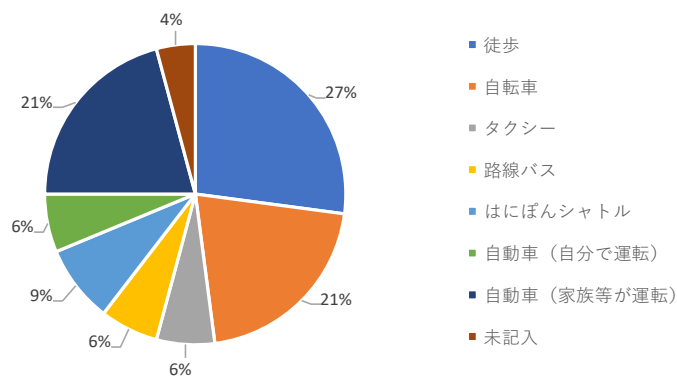
### 4 はにぼんシャトルの認知度



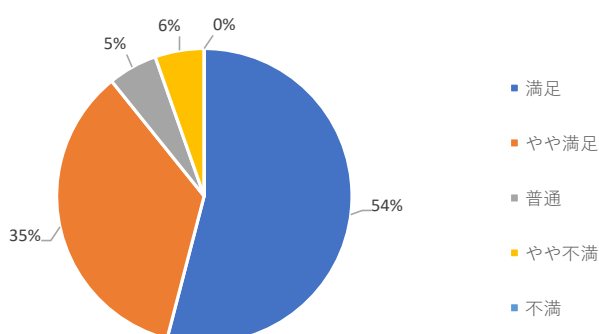
#### 【参考 R4】

|       |       |
|-------|-------|
| 知っている | 52.5% |
| 知らない  | 46.3% |
| 未記入   | 1.2%  |

## 5 デマンドバス以外に普段利用する交通手段



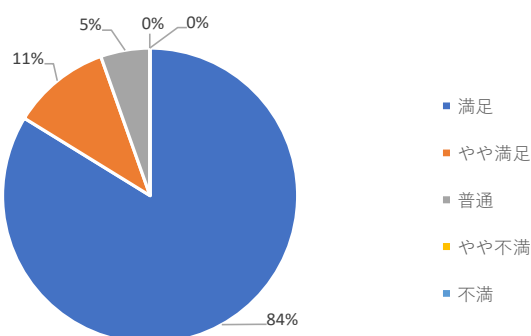
## 6 運行時間・運行区域などの使い勝手



### 【参考 R4】

|      |       |   |              |
|------|-------|---|--------------|
| 満足   | 16.1% | } | <u>31.3%</u> |
| やや満足 | 15.2% |   |              |
| 普通   | 22.3% |   |              |
| やや不満 | 19.6% |   |              |
| 不満   | 18.8% |   |              |

## 7 予約方法や予約センターの対応



## 8 不満点、ご意見等

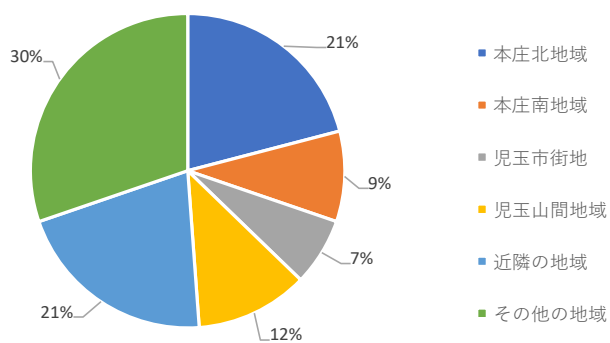
・高崎線北側から南方面に行くときには特定の場所だけでなく、すべての場所に乗り継ぎなしで行けたらいいと思っています。定期的に一定のところへ往復利用する者には10枚のチケットでは、常にチケットを購入しなければなりませんのでいい方法はないでしょうか？

- ・車の台数を少し増やしてほしい。
- ・土日も運転してもらいたい。
- ・電話の音が小さく聞き取りにくい。
- ・月に数回の利用ですが、はにぼん号がなかったら楽しみがなくなってしまいます。予約センターやタクシーの方にも感謝しています。
- ・電子予約ができると良い。
- ・はにぼん号の券が買えるところが増えると嬉しい。
- ・1回だけ予約時間を間違えられた。
- ・帰りの予約をスムーズにできるようにしてほしい。

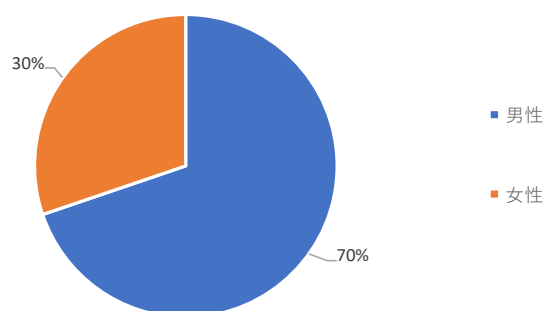
はにぽんシャトル  
利用者アンケート結果

アンケート期間：令和6年2月～3月  
回答者数：43名

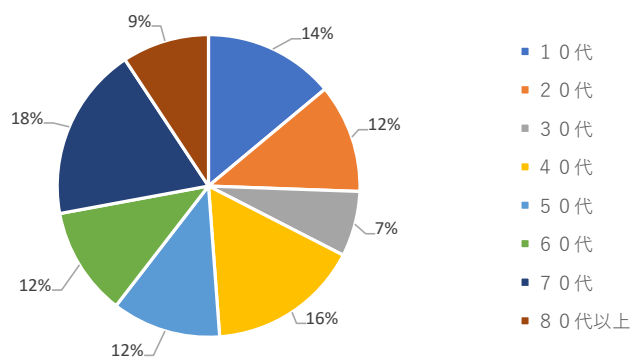
1-1 住まい



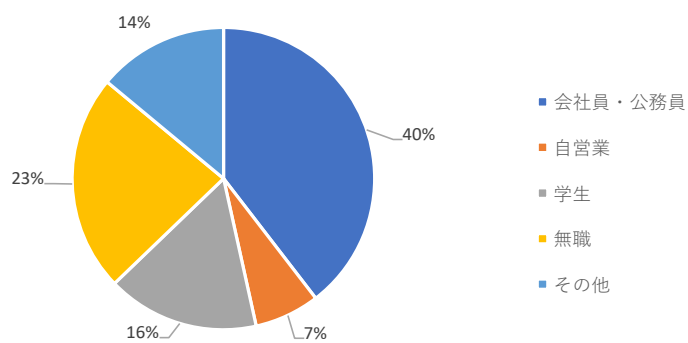
1-2 性別



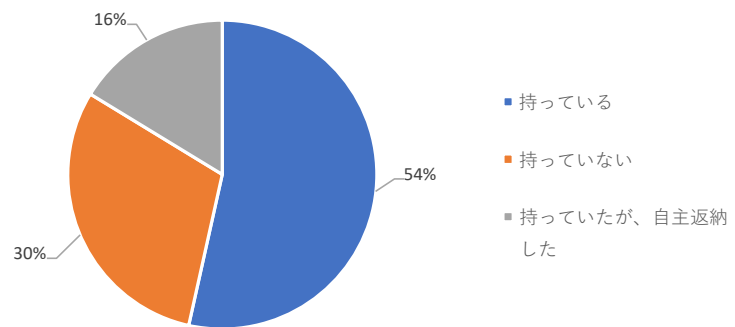
1-3 年齢



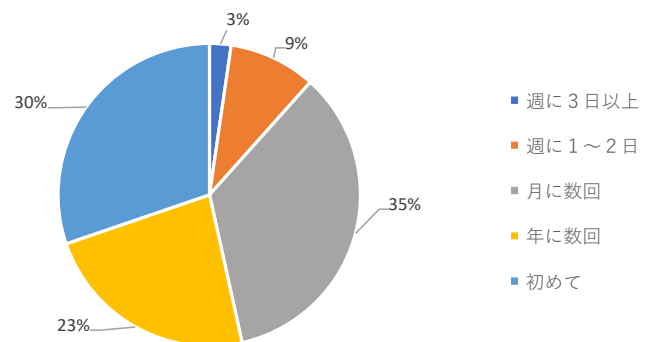
1-4 職業



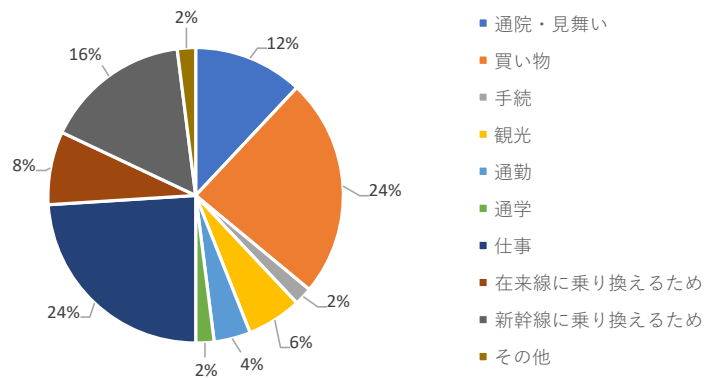
### 1 - 5 運転免許証



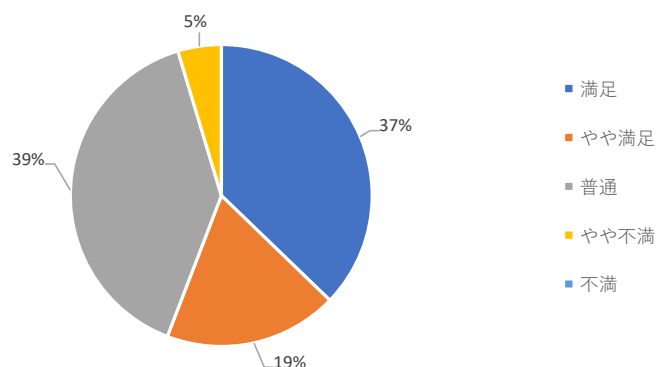
### 2 利用頻度



### 3 利用目的



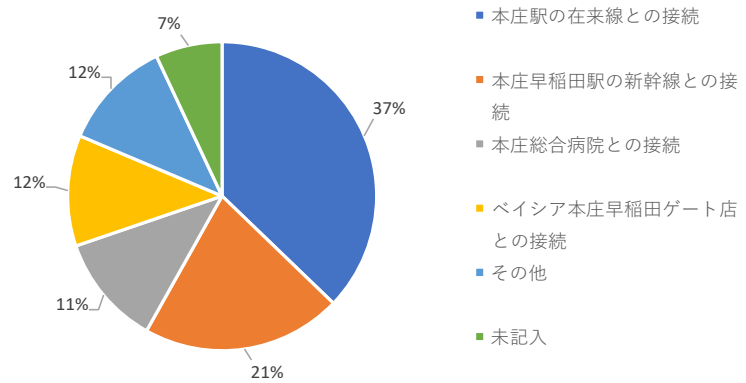
### 4 運行時間や運行区域などの使い勝手



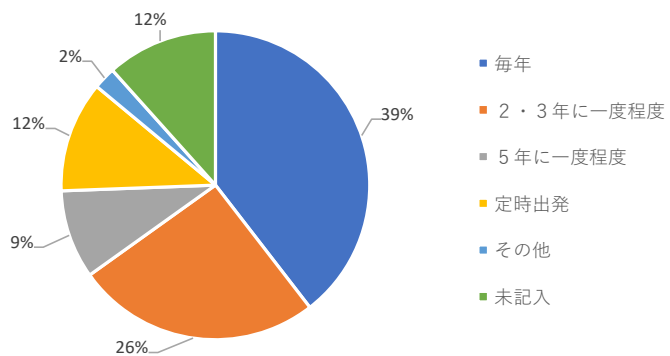
#### 【参考 R4】

|      |       |   |              |
|------|-------|---|--------------|
| 満足   | 20.2% | } | <u>34.2%</u> |
| やや満足 | 14.0% |   |              |
| 普通   | 28.1% |   |              |
| やや不満 | 24.6% |   |              |
| 不満   | 10.5% |   |              |
| 未記入  | 2.6%  |   |              |

## 5 運行時間について優先順位が高いもの



## 6 運行時間の見直しの頻度



## 7 不満点、ご意見等

- ・交通系ICを使えるようにしてほしい。
- ・本庄駅・本庄早稲田駅ともにバス停に屋根をつけてほしい。
- ・もう少し本数を増やしてほしい。
- ・はにぼんのバスが可愛かったです。利用者が少なくて驚きました。
- ・バス停に自家用車が止まっておりバスが別の場所に止まることがあるので改善してほしい。
- ・初めての利用で意見はありませんが本庄早稲田駅に移動するなら便利だと思いました。
- ・朝は遅く夜は早くに便がなくなり不便。
- ・降車方法が分かりにくいいため自動音声など入れてはどうか。

令和5年度 デマンド電話予約 お断り数とキャンセル数

令和5年4月～令和6年3月までのキャンセル等を集計したもの

|        | 当日         |    |    |   |             |    |     |    |             |    |     |   |             |     | 1週間前～前日 |    |            |    |     |     |             |     |     |     |             |    |    |    |             |    |    |    |
|--------|------------|----|----|---|-------------|----|-----|----|-------------|----|-----|---|-------------|-----|---------|----|------------|----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-------------|----|----|----|-------------|----|----|----|
|        | 8:00～10:00 |    |    |   | 10:00～12:00 |    |     |    | 13:00～15:00 |    |     |   | 15:00～17:00 |     |         |    | 8:00～10:00 |    |     |     | 10:00～12:00 |     |     |     | 13:00～15:00 |    |    |    | 15:00～17:00 |    |    |    |
|        | ▼          | ▽  | ×  | △ | ▼           | ▽  | ×   | △  | ▼           | ▽  | ×   | △ | ▼           | ▽   | ×       | △  | ▼          | ▽  | ×   | △   | ▼           | ▽   | ×   | △   | ▼           | ▽  | ×  | △  | ▼           | ▽  | ×  | △  |
| 本庄北地域  | 11         | 25 | 50 | 9 | 9           | 77 | 136 | 12 | 14          | 61 | 118 | 6 | 7           | 83  | 109     | 13 | 0          | 50 | 72  | 111 | 0           | 70  | 143 | 122 | 0           | 67 | 91 | 62 | 0           | 48 | 51 | 44 |
| 本庄南地域  | 22         | 30 | 53 | 3 | 23          | 78 | 130 | 11 | 15          | 77 | 105 | 8 | 10          | 108 | 102     | 12 | 0          | 76 | 120 | 95  | 0           | 101 | 119 | 67  | 0           | 91 | 70 | 65 | 2           | 75 | 40 | 29 |
| 児玉市街地  | 13         | 25 | 4  | 1 | 3           | 20 | 13  | 1  | 1           | 26 | 11  | 1 | 3           | 48  | 17      | 1  | 0          | 53 | 9   | 7   | 0           | 28  | 11  | 16  | 0           | 21 | 4  | 5  | 0           | 54 | 1  | 4  |
| 児玉山間地域 | 0          | 0  | 0  | 0 | 0           | 5  | 1   | 0  | 0           | 1  | 0   | 0 | 2           | 2   | 0       | 0  | 1          | 4  | 0   | 0   | 0           | 9   | 1   | 0   | 0           | 3  | 0  | 0  | 0           | 1  | 0  | 0  |

- ▼ キャンセル（連絡無し）
- ▽ キャンセル（連絡有り）
- × 混雑のため希望の時間が取れず、断念した
- △ 混雑のため希望の時間が取れず、時間を変更して予約した

当日のキャンセル : 799 件/年 (連絡あり: 666 件/年 連絡なし: 133 件/年)  
 当日の予約断念・変更 : 927 件/年 (予約断念: 849 件/年※ 予約変更: 78 件/年)  
 ※本庄市地域公共交通計画 評価指標④「デマンドバスの予約不成立件数」(現状値: 1,000件/年 目標値: 700件/年)

## 令和 5 年度 本庄市交通政策協議会 事業報告

|        |               |                                                                                                                                                                                                            |
|--------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年 | 4 月 1 4 日 (金) | デマンドバス停留所「児玉駅前」廃止<br>デマンドバス停留所の名称変更 (旧称)<br>・児玉駅前 (児玉清水クリニック)                                                                                                                                              |
|        | 5 月 2 6 日 (金) | 令和 5 年度第 1 回 本庄市交通政策協議会<br><u>報告事項</u><br>・利用状況の推移等<br><u>議 事</u><br>・令和 4 年度 事業報告及び歳入歳出決算について<br>・令和 5 年度 事業計画 (案) 及び歳入歳出予算 (案) について<br>・令和 6 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について<br>・今後のスケジュールについて |
|        | 7 月 8 日 (土)   | デマンドバス停留所の名称変更 (旧称)<br>・本庄上里学校給食センター (勤労青少年ホーム)<br>・児玉高校入口 (白楊高校入口)<br>・児玉高校前 (白楊高校前)<br>デマンドバス停留所の新設<br>・本庄脳神経外科・脊椎外科                                                                                     |
|        | 7 月 2 6 日 (水) | 令和 5 年度第 2 回 本庄市交通政策協議会<br><u>報告事項</u><br>・群馬県富岡市 乗合タクシー「愛タク」視察報告<br>・群馬県前橋市 「自動運転バス及び GunMaaS」視察報告<br>・乗合送迎サービス「チョイソコ」について<br><u>そ の 他</u><br>・路線バス児玉線の延伸に係る利用者数の推移について                                   |
|        | 1 0 月 2 日 (月) | 令和 5 年度第 3 回 本庄市交通政策協議会<br><u>報告事項</u><br>・群馬県明和町 「チョイソコめいわ」視察報告<br><u>議 事</u><br>・デマンドバス及びシャトルバスの仕様書 (案) について                                                                                             |

|      |          |                                                                                                                                                                                         |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年 | 1月24日（水） | <p>令和5年度第4回 本庄市交通政策協議会<br/>議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について</li> <li>・令和5年度 生活交通確保維持改善計画の事業評価について</li> <li>・本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について</li> </ul> |
|      | 2月～3月    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はにぼん号、もといずみ号利用者アンケート</li> <li>・はにぼんシャトル利用者アンケート</li> </ul>                                                                                      |
|      | 2月1日（木）  | <p>デマンドバス停留所の名称変更（旧称）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カミケンシルクドーム（シルクドーム）</li> <li>・タカハシソースエコーピア（エコーピア）</li> </ul>                                                           |
|      | 3月1日（金）  | デマンドバス停留所「ヤマダアウトレット本庄店」廃止                                                                                                                                                               |

令和5年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出決算報告

1 歳入

単位：円

| 款     | 項     | 目     | 予算額     | 収入済額    | 比較      | 説明     |
|-------|-------|-------|---------|---------|---------|--------|
| 1 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 0       | 0       | 0       |        |
| 2 交付金 | 1 交付金 | 1 交付金 | 182,000 | 182,000 | 0       | 本庄市交付金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0       | 0       | 0       |        |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入  | 1,000   | 0       | ▲ 1,000 | 預金利子   |
| 合 計   |       |       | 183,000 | 182,000 | ▲ 1,000 |        |

2 歳出

単位：円

| 款     | 項     | 目     | 予算額     | 支出済額    | 不用額    | 説明           |
|-------|-------|-------|---------|---------|--------|--------------|
| 1 事務費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 108,000 | 105,710 | 2,290  | ・顧問謝金        |
|       | 2 事務費 | 1 事務費 | 75,000  | 42,340  | 32,660 | ・需用費<br>・役務費 |
| 合 計   |       |       | 183,000 | 148,050 | 34,950 |              |

|        |         |
|--------|---------|
| 収入済額   | 182,000 |
| 支出済額   | 148,050 |
| 差引残額   | 33,950  |
| 市への返戻額 | 33,950  |
| 差引残高   | 0       |

## 会 計 監 査 報 告

令和 5 年度 本庄市交通政策協議会  
歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び  
証拠書類に基づき監査を実施したところ、  
計数的に正確であり、内容も適正である  
ことを認めます。

令和 6 年 3 月 18 日

監査委員 林 清 司 

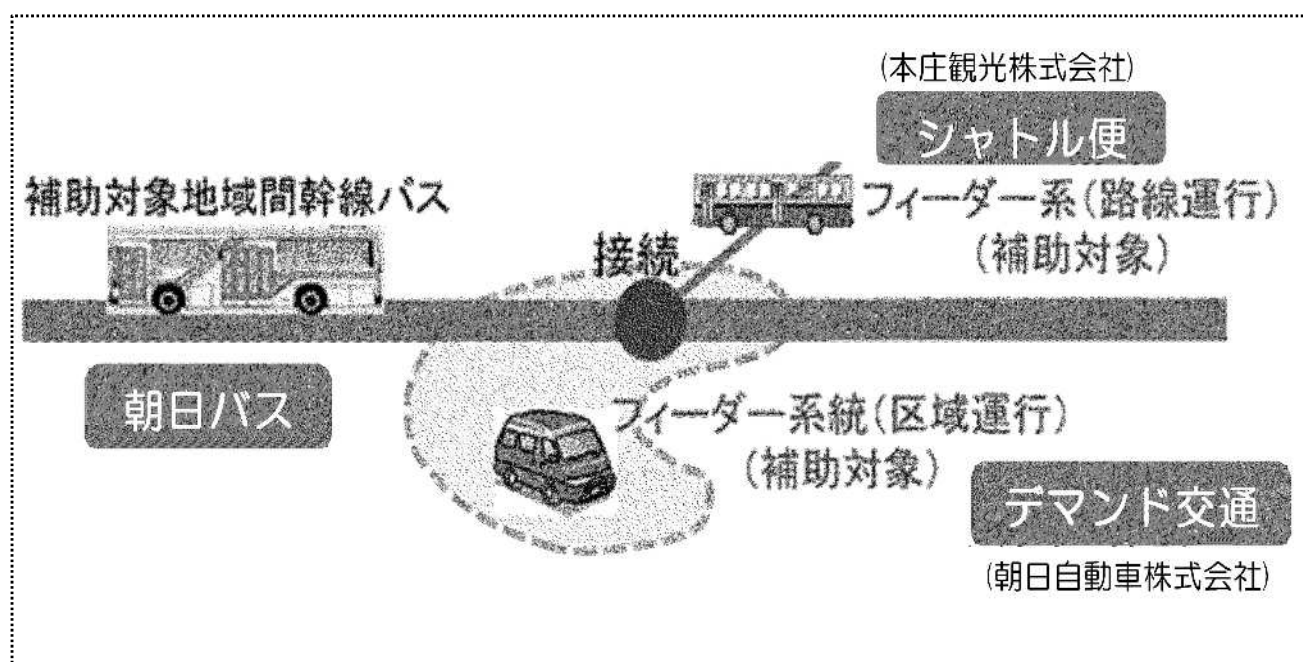
監査委員 田 中 一 茂 

## 令和 6 年度 本庄市交通政策協議会 事業計画（案）

## 1. 地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー補助）に関する協議及び国への認定申請を行う（デマンドバス、シャトルバス／下図参照）。

⇒ 本日の議事（3）



\*フィーダーバス…幹線バスに接続して支線の役割をもって運行されるバス

- (2) 令和 6 年度計画【運行期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日、現在運行中の計画】の事業評価の実施。

## 2. 運行方法等の改善・見直しの実施

## 3. 協議会スケジュール

- 令和 6 年 5 月 17 日（令和 6 年度第 1 回協議会）
- 令和 6 年 8 月上旬（令和 6 年度第 2 回協議会）
- 令和 6 年 10 月下旬（令和 6 年度第 3 回協議会）
- 令和 7 年 1 月下旬（令和 6 年度第 4 回協議会 令和 6 年度計画の事業評価を実施予定）

## 令和 6 年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出予算（案）

### 1 歳入

単位：円

| 款     | 項     | 目     | 予算額         | 説明                   |
|-------|-------|-------|-------------|----------------------|
| 1 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 4, 107, 000 | ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 |
| 2 交付金 | 1 交付金 | 1 交付金 | 385, 000    | ・ 本庄市交付金             |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0           |                      |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入  | 1, 000      | ・ 預金利子               |
| 合 計   |       |       | 4, 493, 000 |                      |

### 2 歳出

単位：円

| 款     | 項     | 目     | 予算額         | 説明                               |
|-------|-------|-------|-------------|----------------------------------|
| 1 事務費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 300, 000    | ・ 会議開催費用                         |
|       | 2 事務費 | 1 事務費 | 86, 000     | ・ 事務用品購入<br>・ 切手代<br>・ P R 物品の購入 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 4, 107, 000 | ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金             |
| 合 計   |       |       | 4, 493, 000 |                                  |

## 本庄市地域公共交通計画

## 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

|                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割                               |
| 本庄市地域公共交通計画 95 ページ～98 ページ                                                         |
| 2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性                                                        |
| 本庄市地域公共交通計画 98 ページ                                                                |
| 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要                                    |
| 本庄市地域公共交通計画 103 ページ                                                               |
| 4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 |
| 本庄市地域公共交通計画 120 ページ～123 ページ                                                       |

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

## ※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和6年5月17日

(名称) 本庄市交通政策協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本庄市においては、鉄道駅（本庄駅、本庄早稻田駅、児玉駅）を交通結節点として、地域間幹線（路線バス）、デマンドバス、シャトルバス、タクシーにより構成される公共交通網が広がっている。このうち、デマンドバス及びシャトルバスは、幹線に通じる支線の役割を果たしている。

しかしながら、近年、人口減少や高齢化の進展に加え、ゼロカーボンシティの実現や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また、地域公共交通計画策定に係る各種意識調査では、公共交通に対する満足度は高いとは言えず、デマンドバスの予約方法の改善など様々な課題が浮き彫りとなっている。

今後、高齢者や運転免許返納者の増加などにより、公共交通の需要が増加することが予測されている。また、公共交通は、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、フィーダー系統を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## ①公共交通の利用者数

|          | 現状値                                          | 計画策定  | 計画期間     |          |          |          |          |
|----------|----------------------------------------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          | R3 年度                                        | R4 年度 | R5 年度    | R6 年度    | R7 年度    | R8 年度    | R9 年度    |
| デマンドバス   | 10,396 人                                     | -     | 10,604 人 | 10,711 人 | 10,818 人 | 10,926 人 | 11,000 人 |
| シャトルバス   | 10,120 人                                     | -     | 10,323 人 | 10,426 人 | 10,530 人 | 10,636 人 | 10,700 人 |
| 目標設定の考え方 | デマンドバス、シャトルバスは、現状値に年間の伸び率 1 % を乗じた値を目標値とします。 |       |          |          |          |          |          |

## ②デマンドバスの予約不成立件数

|          | 現状値                                                     | 計画策定  | 計画期間  |       |       |       |       |
|----------|---------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | R3 年度                                                   | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
| 予約不成立件数  | 1,000 件                                                 | -     | 900 件 | 900 件 | 900 件 | 800 件 | 700 件 |
| 目標設定の考え方 | 予約システムの見直しや利用者登録制の導入（R7 年度）により、現状値から 3 割削減することを目標値とします。 |       |       |       |       |       |       |

### ③公共交通の収支率

|          | 現状値                                                                           | 計画策定  | 計画期間  |       |       |       |       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | R3 年度                                                                         | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 |
| デマンドバス   | 5.8%                                                                          | -     | 現状値以上 | 現状値以上 | 現状値以上 | 現状値以上 | 現状値以上 |
| シャトルバス   | 18.1%                                                                         | -     | 現状値以上 | 現状値以上 | 現状値以上 | 現状値以上 | 現状値以上 |
| 目標設定の考え方 | 利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より低下させないことを目標値とします。 |       |       |       |       |       |       |

(本庄市地域公共交通計画 P 1 2 0 参照)

### (2) 事業の効果

フィーダー系統を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・デマンドバスの運行日の見直し（交通事業者、市）
- ・デマンドバスの運行形態の見直し（交通事業者、民間事業者、市）
- ・シャトルバスの時刻表の定期的な見直し（交通事業者、市）

その他、各事業を検討・協議のうえ、必要と判断したものを実施する。

(本庄市地域公共交通計画 P 1 0 3 参照)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドバス及びシャトルバスについて、その運行に係る費用総額 31,121,000 円（令和 6 年度予算）のうち、本庄市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数、予約不成立件数、収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

### 7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

|                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【地域間幹線系統のみ】</b>                                                                                        |
| ※該当なし                                                                                                     |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項                                                            |
| <b>【地域間幹線系統のみ】</b>                                                                                        |
| ※該当なし                                                                                                     |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要                                                                                |
| <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>                                                                                     |
| 表5を添付                                                                                                     |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性                                                                                        |
| <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                       |
| ※該当なし                                                                                                     |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果                                                                                     |
| <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                       |
| (1) 事業の目標                                                                                                 |
| ※該当なし                                                                                                     |
| (2) 事業の効果                                                                                                 |
| ※該当なし                                                                                                     |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> |
| ※該当なし                                                                                                     |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）                        |
| <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                                     |
| ※該当なし                                                                                                     |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性                                                                                      |
| <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                                        |
| ※該当なし                                                                                                     |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果                                                                                   |
| <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                                        |
| (1) 事業の目標                                                                                                 |
| ※該当なし                                                                                                     |
| (2) 事業の効果                                                                                                 |
| ※該当なし                                                                                                     |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                               |
| ※該当なし                                                                                                     |

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年5月26日（令和5年度第1回） 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について協議・承認
- ・令和5年7月26日（令和5年度第2回） 先進自治体視察報告
- ・令和5年10月2日（令和5年度第3回） デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について協議
- ・令和6年1月24日（令和5年度第4回） デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について協議・承認、令和5年度生活交通確保維持改善計画の事業評価を協議・承認
- ・令和6年5月17日（令和6年度第1回） 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について協議

## 19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通計画策定に係る各種意識調査の結果、デマンドバスの予約方法の改善を求める声が多かったため、目標達成のための施策・事業においてもデマンドバスの見直しに重点を置いた計画とした。

## 6-2. 公共交通の位置づけと役割分担

### (1) 各公共交通の特性による整理

本市では、平成25年3月に「本庄市総合交通計画」を策定し、これまでの鉄道や路線バスに加え、市内全域を網羅するデマンドバス、本庄駅と本庄早稲田駅を結ぶシャトルバスの運行を開始したこともあり、複数の移動手段により市内のほとんどの地域で公共交通を利用できる環境が構築されています。

ただし、これらの移動手段は、移動範囲や輸送量、主な利用者等が異なっており、多様な移動手段をより効率的に運用するには、利用の目的や料金、時間的制約などに応じて、上手に使い分けていく必要があります。以下に、本市の公共交通について、移動範囲等の移動手段の特性等に着目した整理を行いました。

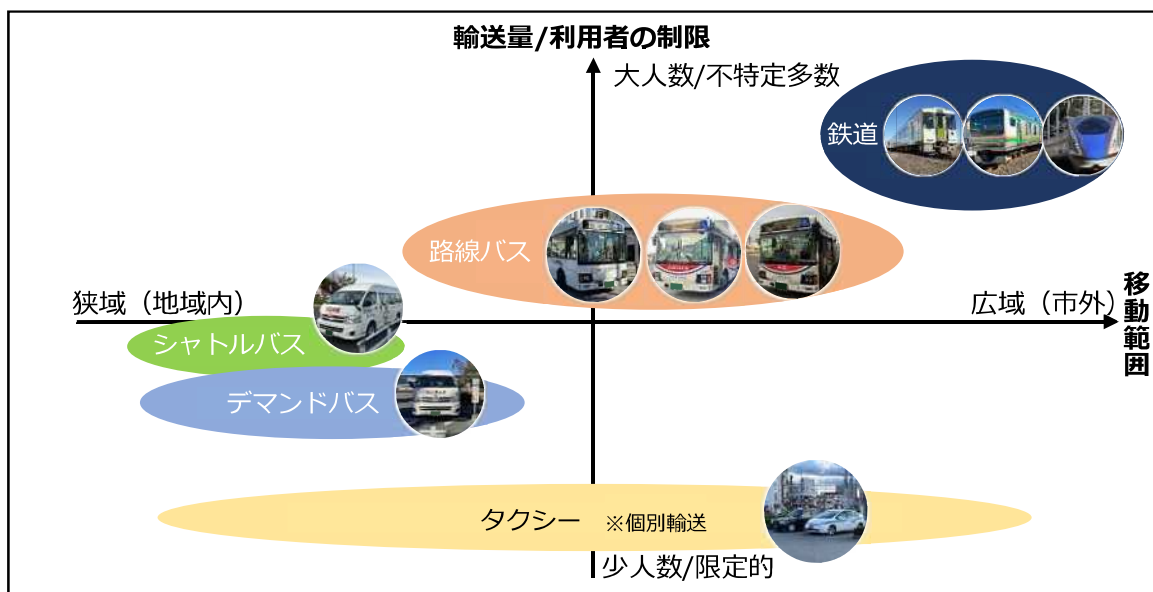


図 各公共交通機関の移動範囲と輸送量・利用者の制限による整理

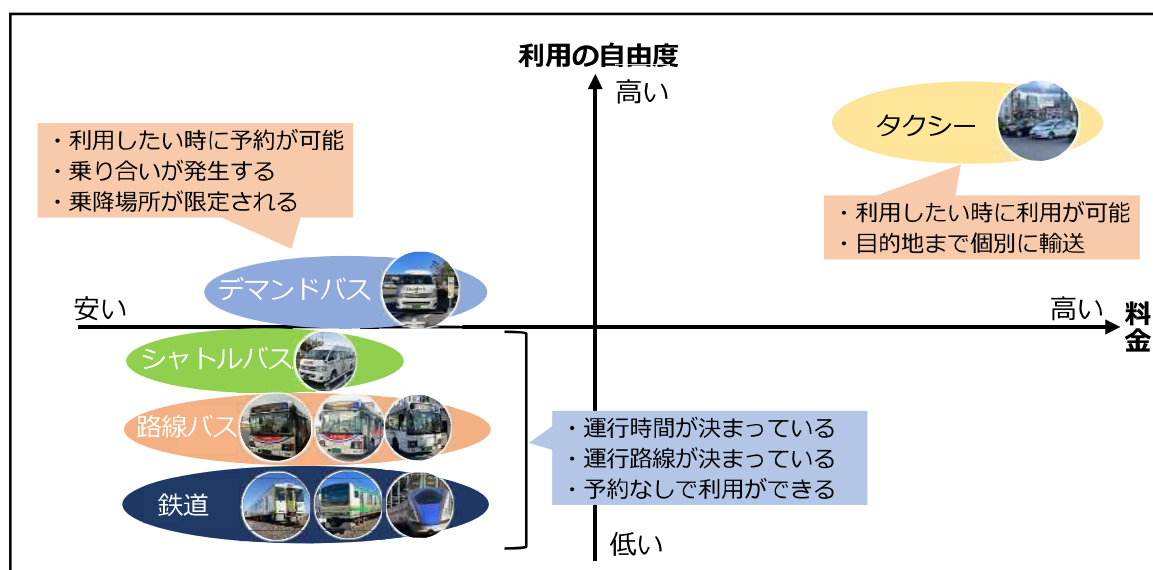


図 各公共交通機関の利便性と料金による整理

## 第6章 基本理念・基本方針、目標

### (2) 各公共交通の位置づけと役割分担

本市では、JR高崎線、上越・北陸新幹線、JR八高線の3路線が運行しており、埼玉県内だけでなく、東京方面や上信越・北陸方面の広域的な都市間移動を担っています。路線バスは、本庄駅を起点に、伊勢崎市、美里町・寄居町、上里町・神川町・藤岡市の近隣市町を結ぶ路線、皆野町と児玉地域の南部を結ぶ路線、本庄地域と児玉地域を結ぶ路線があり、近隣市町を含む拠点間を連絡する路線が運行しています。

また、シャトルバスは、在来線駅である本庄駅と新幹線駅である本庄早稻田駅を結ぶ駅間輸送を担っています。デマンドバスは、市内を4つの区域に分け、鉄道や路線バスへの接続と日常生活における移動を面的に担っています。

なお、上記の公共交通では対応できない個別の輸送は、タクシーが担っていますが、利用したい時に確実に利用でき、目的地まで想定している到着時刻に大きく遅れることなく運行するため、利便性が高く自由度の高い交通手段である一方、他の公共交通と比較すると利用料金が高いのが特徴です。利用方法が似ているデマンドバスにおいては、利用したい時に予約ができるものの、乗降場所が限定されていることや乗り合いの発生により到着時間が不確定であること、予約が埋まっている場合には希望する時間に乗れないこと、日曜日や祝日、早朝・夜間には運行していないといった、一定の制約のある交通手段となっています。

各公共交通の特性による整理の結果を踏まえ、位置づけと役割分担を下表に整理しました。

表 各公共交通の位置づけと役割分担

| 位置づけ     | 系統                                                             | 役割                                              | 維持・確保策                                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 広域幹線     | JR高崎線<br>上越・北陸新幹線<br>JR八高線                                     | 地域の拠点と市外を結び、通勤・通学、買物、観光等の広域的な移動を担います。           | 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保します。                                                |
| 地域間幹線    | 路線バス<br>・伊勢崎線<br>・寄居線<br>・皆野町営バス                               | 本市近隣市町を結び、通勤・通学、通院、買物等の移動を担います。                 | 交通事業者や近隣市町と協議の上、一定以上の運行水準を確保します。<br>寄居線においては、近隣市町で負担金を負担し、一定以上の運行水準を確保します。 |
|          | 路線バス<br>・神泉総合支所線<br>・児玉折返し場線                                   | 本庄地域と児玉地域又は近隣市町を結び、通勤・通学、通院、買物等の移動を担います。        | 地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指します。                                     |
| 地域内フィーダー | シャトルバス（乗合バス）<br>（はにぼんシャトル）                                     | 本庄駅と本庄早稻田駅を結び、駅間移動、通勤、通院、買物、観光等の移動を担います。        | 地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。                                  |
|          | デマンドバス（区域運行）<br>・はにぼん号<br>（本庄北、本庄南、児玉市街地）<br>・もといずみ号<br>（児玉山間） | 広域幹線・地域間幹線へのアクセス及び通学、通院、買物、観光等の日常生活における移動を担います。 |                                                                            |
| 個別輸送     | タクシー                                                           | 個別の移動ニーズに応じた柔軟で自由度の高い移動を担います。                   | —                                                                          |

補助対象

幹線補助

フィーダー補助

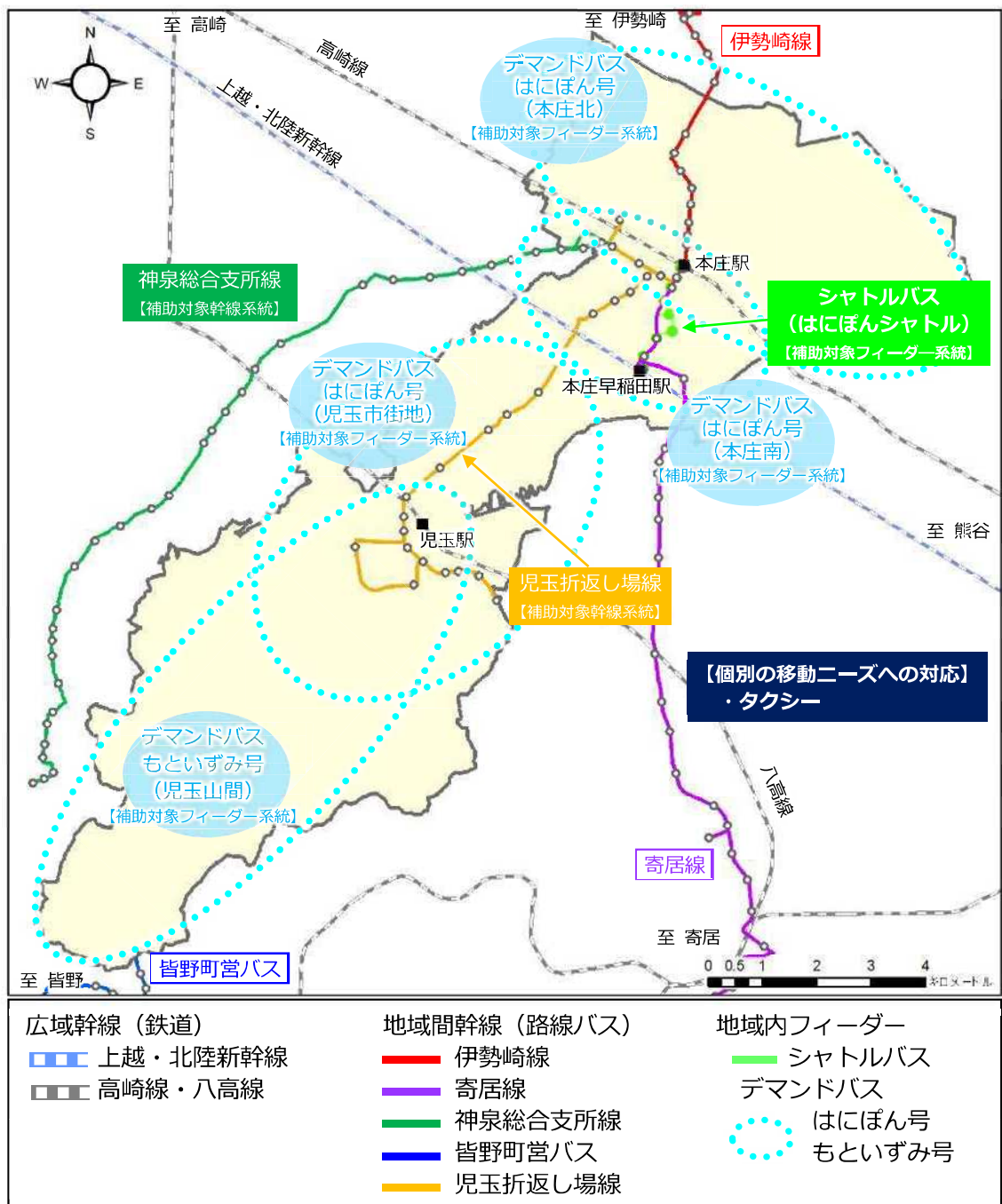


図 本庄市の地域公共交通

●路線バス（伊勢崎線、寄居線、神泉総合支所線）の位置づけ及び役割

本庄駅と近隣市町の拠点間を連絡し、通勤・通学、通院、買物等日常生活における移動や趣味・旅行など、人が移動する目的の全般を担っています。特に、利用者の半数以上は市外の方の利用であり、近隣市町から本市へのアクセス手段の1つとなっています。また、広域幹線である鉄道駅へ連絡しており、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。一方で、神泉総合支所線においては、本市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）により運行を維持・確保する必要があります。

## 第6章 基本理念・基本方針、目標

---

### ●路線バス（児玉折返し場線）の位置づけ及び役割

本庄地域と児玉地域の拠点となる、本庄駅と児玉駅を連絡し、通勤・通学や通院、買物等の移動を担っています。特に、本市では東西方向には鉄道による広域幹線があるものの南北を結ぶ公共交通は少なく、本庄地域と児玉地域を定時定路線で結ぶ唯一の公共交通となっており、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。一方で、本市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）により運行を維持・確保する必要があります。

### ●路線バス（皆野町営バス）の位置づけ及び役割

皆野町が運行する町営バスであり、児玉地域の南部に一部乗り入れています。本路線の停留所には、デマンドバスの停留所も設置されており、乗り継ぐことで皆野駅へアクセス可能な路線となっています。

### ●シャトルバスの位置づけ及び役割

シャトルバスは、本庄市立地適正化計画により「都市機能誘導区域」に指定されている本庄駅周辺と本庄早稲田駅周辺を連絡しており、平成25年3月に策定された「本庄市総合交通計画」において、これらの拠点間の移動快適性の向上、地域の活性化の促進を目的に運行が開始されました。また、利用者の半数近くが市外からであり、市外の方も含めた駅間移動の需要へ対応する重要な交通手段となっています。一方で、本市と運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）により運行を維持・確保する必要があります。

### ●デマンドバスの位置づけ及び役割

デマンドバスの導入前は、市内循環バスが地域内の移動を担っていましたが、居住地が面的に分布している本市では、循環バスだけでは居住地を全てカバーすることができず、公共交通の利用可能人口は人口全体の73.3%に留まっていました。平成25年3月の「本庄市総合交通計画」に基づき、市内全域を網羅的にカバーするデマンドバスを導入することで、現在は市内のほとんどの地域で公共交通が利用できる環境（公共交通の利用可能人口:97.2%）となっています。このように、デマンドバスは、広域幹線・地域間幹線への連絡や通院、買物等の日常生活における移動を網羅的に担い、広域幹線・地域間幹線を補完する重要な交通手段となっています。一方で、本市と運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）により運行を維持・確保する必要があります。

## 7-2. 実施主体とスケジュール

計画期間である令和5年度から令和9年度にかけて、各事業を検討・協議のうえ、必要と判断したものを実施していきます。各事業の概ねの事業期間として、短期間（2～3年程度）、中期間（5年程度）、長期間（10年程度）に分類しました。

なお、中期間、長期間で設定した事業のうち、本計画の期間である5年間で実施できなかったものについては、計画期間以降も継続的に検討していきます。

| 施策                  | 事業                                 | 実施主体          | 事業<br>期間 | 事業スケジュール         |      |                 |      |      |      |
|---------------------|------------------------------------|---------------|----------|------------------|------|-----------------|------|------|------|
|                     |                                    |               |          | R5年度             | R6年度 | R7年度            | R8年度 | R9年度 | 継続検討 |
| 安心して利用できる<br>環境の整備  | 公共交通の情報提供                          | 交通事業者、市       | 中期間      |                  |      |                 |      |      |      |
|                     | ノンステップバスの導入                        | 交通事業者         | 長期間      | 車両の更新に合わせて継続的に実施 |      |                 |      |      |      |
|                     | バス停留所の構造改良                         | 市             | 長期間      | 改良箇所の確認・検討       |      | 道路整備等他事業等と併せて実施 |      |      |      |
|                     | 児玉駅の駅前広場の利便性向上                     | 交通事業者、市       | 長期間      | 導入機能等の検討・協議      |      |                 |      |      |      |
| ニーズに合わせた公共交通サービスの提供 | デマンドバスの運行日の見直し                     | 交通事業者、市       | 短期間      | 必要に応じて、継続的に実施    |      |                 |      |      |      |
|                     | デマンドバスの運行形態の見直し                    | 交通事業者、民間事業者、市 | 短期間      | 必要に応じて、継続的に実施    |      |                 |      |      |      |
|                     | デマンドバスの利用者登録制の導入                   | 交通事業者、市       | 短期間      |                  |      |                 |      |      |      |
|                     | デマンドバスの停留所の増設・移設                   | 交通事業者、市       | 短期間      | 必要に応じて、継続的に実施    |      |                 |      |      |      |
|                     | シャトルバスの時刻表の定期的な見直し                 | 交通事業者、市       | 短期間      | 必要に応じて、継続的に実施    |      |                 |      |      |      |
|                     | 路線バスの時刻表の定期的な見直し                   | 交通事業者、市       | 短期間      | 必要に応じて、継続的に実施    |      |                 |      |      |      |
|                     | デマンドバスとタクシーの役割の明確化                 | 交通事業者、市       | 短期間      | 他事業と併せて、継続的に実施   |      |                 |      |      |      |
|                     | 民間企業サービスなどの公共交通以外の輸送資源との連携         | 民間事業者、市       | 長期間      | 先進事例等の把握・検討      |      |                 |      |      |      |
| ICTを活用した公共交通サービスの導入 | デマンドバス予約システムの改善                    | 交通事業者、市       | 短期間      | 導入システムの検討        |      |                 |      |      |      |
|                     | ICカードの導入                           | 交通事業者         | 長期間      | 車両の更新に合わせて継続的に実施 |      |                 |      |      |      |
|                     | バスロケーションシステムの導入                    | 交通事業者、市       | 長期間      | 導入の検討            |      |                 |      |      |      |
|                     | 新たなモビリティ技術の導入                      | 交通事業者、市       | 長期間      | 先進事例等の把握・検討      |      |                 |      |      |      |
| 利用促進策の実施            | デマンドバスの詳細パンフレットの作成                 | 市             | 短期間      |                  |      |                 |      |      |      |
|                     | 定期的な利用促進イベント・キャンペーンの実施             | 交通事業者、市       | 短期間      |                  |      |                 |      |      |      |
|                     | 観光の移動手段としてデマンドバスを活用                | 市             | 短期間      |                  |      |                 |      |      |      |
|                     | 運転免許証返納者や高齢者等へのデマンドバス・シャトルバス試乗券の配布 | 市             | 短期間      |                  |      |                 |      |      |      |

検討・協議

実施・整備

継続的に実施

事業期間

短期間

中期間

長期間

■ 検討・協議 ■ 実施・整備 ■ 継続的に実施

事業期間 短期間 中期間 長期間

## 第8章 数値目標の達成状況の評価

### 8-1. 評価指標・評価方法

目標に対する指標及び数値目標を以下のとおり設定します。

| 目標                               | 指標                         | 数値目標                |                               |                |
|----------------------------------|----------------------------|---------------------|-------------------------------|----------------|
|                                  |                            | 現状値                 |                               | 目標値<br>(令和9年度) |
| 目標①<br>誰もが安心して利用できる<br>公共交通環境の整備 | 指標①<br>公共交通の利用者<br>数       | 鉄道※1                | 3,218,570人/年<br>(令和3年度)       | 3,218,570人/年   |
|                                  |                            | 路線バス                | 707,796人/年<br>(令和3年度)         | 751,300人/年     |
|                                  |                            | デマンドバス              | 10,396人/年<br>(令和3年度)          | 11,000人/年      |
|                                  |                            | シャトルバス              | 10,120人/年<br>(令和3年度)          | 10,700人/年      |
|                                  | 指標②<br>公共交通の利用可<br>能人口     | 人口カバー率              | 97.2%<br>(令和2年度)              | 現状値以上          |
| 目標②<br>快適で利便性の高い公共交<br>通への改善     | 指標③<br>公共交通に対する<br>満足度     | 鉄道                  | 36.5%<br>(令和4年度)              | 53%            |
|                                  |                            | 路線バス                | 35.1%<br>(令和4年度)              | 55%            |
|                                  |                            | デマンドバス              | 31.3%<br>(令和4年度)              | 51%            |
|                                  |                            | シャトルバス              | 34.2%<br>(令和4年度)              | 52%            |
|                                  | 指標④<br>デマンドバスの<br>予約不成立件数  | 1,000件/年<br>(令和3年度) |                               | 700件/年         |
| 目標③<br>持続可能な公共交通体系の<br>実現        | 指標⑤<br>公共交通の収支率<br>(鉄道を除く) | 路線バス※2              | 55.8%<br>(令和3年度)              | 現状値以上          |
|                                  |                            | デマンドバス              | 5.8%<br>(令和2年10月～<br>令和3年9月)  | 現状値以上          |
|                                  |                            | シャトルバス              | 18.1%<br>(令和2年10月～<br>令和3年9月) | 現状値以上          |
|                                  | 指標⑥<br>シャトルバスの<br>認知度      | 52.5%<br>(令和4年度)    |                               | 66%            |

※1 鉄道の利用者数は本庄駅及び本庄早稻田駅のみ（児玉駅については令和3年3月13日から駅員無配属駅のため利用者数の公表はされていない）

※2 路線バスの収支率はデータのある朝日自動車（児玉折返し場線、神泉総合支所線）のみ

## 指標① 公共交通の利用者数

|           |                                                                                  |     |              |     |              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------|-----|--------------|
| 数値目標      | 鉄道                                                                               | 現状値 | 3,218,570人/年 | 目標値 | 3,218,570人/年 |
|           | 路線バス                                                                             |     | 707,796人/年   |     | 751,300人/年   |
|           | デマンドバス                                                                           |     | 10,396人/年    |     | 11,000人/年    |
|           | シャトルバス                                                                           |     | 10,120人/年    |     | 10,700人/年    |
| 目標値設定の考え方 | 本庄市総合振興計画で定めている利用者数と整合を図り、鉄道は現状維持、路線バス、デマンドバス、シャトルバスは、現状値に年間の伸び率1%を乗じた値を目標値とします。 |     |              |     |              |
| 算出方法      | 各公共交通の利用者数                                                                       |     |              |     |              |

## 指標② 公共交通の利用可能人口

|           |                                                   |     |       |     |       |
|-----------|---------------------------------------------------|-----|-------|-----|-------|
| 数値目標      | 人口カバー率                                            | 現状値 | 97.2% | 目標値 | 現状値以上 |
| 目標値設定の考え方 | 公共交通を利用できる人を減らさないため、現状値以上を目標値とします。                |     |       |     |       |
| 算出方法      | 公共交通利用可能圏域を鉄道駅から800m、バス停留所※から300m圏内とし、その中に入る人口を算出 |     |       |     |       |

※ 路線バス、デマンドバス、シャトルバス全ての停留所を対象とする

## 指標③ 公共交通に対する満足度

|               |                                                             |             |       |             |     |
|---------------|-------------------------------------------------------------|-------------|-------|-------------|-----|
| 数値目標          | 鉄道                                                          | 現<br>状<br>値 | 36.5% | 目<br>標<br>値 | 53% |
|               | 路線バス                                                        |             | 35.1% |             | 55% |
|               | デマンドバス                                                      |             | 31.3% |             | 51% |
|               | シャトルバス                                                      |             | 34.2% |             | 52% |
| 目標値設定の<br>考え方 | 令和4年度市民意識調査での「やや不満・不満」と回答した方の約5割が、「満足・やや満足」へ転換することを目標値とします。 |             |       |             |     |
| 算出方法          | 市民意識調査                                                      |             |       |             |     |

## 指標④ デマンドバスの予約不成立件数

|           |                                                                       |     |          |     |        |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|-----|----------|-----|--------|
| 数値目標      | 予約不成立件数                                                               | 現状値 | 1,000件/年 | 目標値 | 700件/年 |
| 目標値設定の考え方 | 利用したい方が利用できる交通手段とするため、予約システムの見直しや利用者登録制等の導入により、現状値から3割削減することを目標値とします。 |     |          |     |        |
| 算出方法      | 各年度の予約不成立件数                                                           |     |          |     |        |

## 第8章 数値目標の達成状況の評価

### 指標⑤ 公共交通の収支率（鉄道を除く）

|           |                                                                                                                                                                                                        |     |       |     |       |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-----|-------|
| 数値目標      | 路線バス                                                                                                                                                                                                   | 現状値 | 55.8% | 目標値 | 現状値以上 |
|           | デマンドバス                                                                                                                                                                                                 |     | 5.8%  |     |       |
|           | シャトルバス                                                                                                                                                                                                 |     | 18.1% |     |       |
| 目標値設定の考え方 | 利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より低下させないことを目標値とします。                                                                                                                          |     |       |     |       |
| 算出方法      | <p>（路線バス）</p> <p>経常収益＝営業収入＋営業外収入</p> <p>経常費用＝営業費用＋営業外費用</p> <p>収支率＝経常収益/経常費用　×100</p> <p>（デマンドバス・シャトルバス）</p> <p>営業収益＝運送収入＋運送雑収入</p> <p>営業費用＝人件費＋燃料油脂費＋修繕費＋固定資産償却費＋一般管理費等</p> <p>収支率＝営業収益/営業費用　×100</p> |     |       |     |       |

### 指標⑥ シャトルバスの認知度

|           |                                                                                                         |     |       |     |     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 数値目標      | 認知度                                                                                                     | 現状値 | 52.5% | 目標値 | 66% |
| 目標値設定の考え方 | 運行を維持するためには、まずは制度を知っていただくことが必要であるため、周知活動などを通じて、令和4年度市民意識調査において「知らない」と回答した方の約3割が、「知っている」へ転換することを目標値とします。 |     |       |     |     |
| 算出方法      | 市民意識調査                                                                                                  |     |       |     |     |

## 8-2. 達成状況の評価・評価スケジュール

本計画では、設定した目標に対する評価指標の達成状況を本庄市交通政策協議会でPDCAサイクルにより点検・評価します。評価指標が達成できそうにない場合は、要因を分析し、実施すべき事業の見直しを行います。

評価のスケジュールについては、毎年確認が可能な指標の継続的な点検を実施しつつ、計画期間が終了する令和9年度に最終評価を行うこととします。

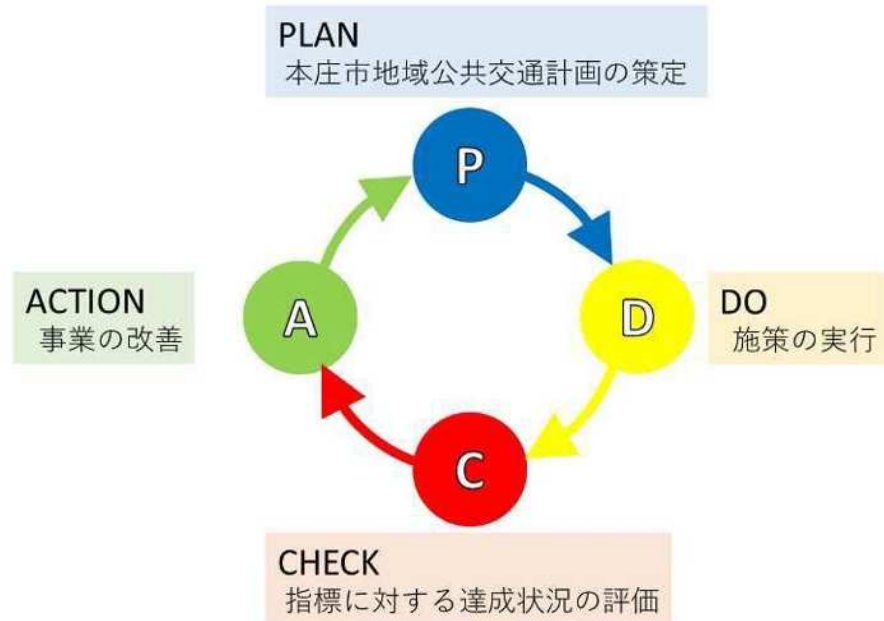


表 評価スケジュール

| 目標                           | 指標                         | 計画期間            |      |      |      |      |
|------------------------------|----------------------------|-----------------|------|------|------|------|
|                              |                            | R5年度            | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 |
| 目標①<br>誰もが安心して利用できる公共交通環境の整備 | 指標①<br>公共交通の利用者数           | ○               | ○    | ○    | ○    | ◎    |
|                              | 指標②<br>公共交通の利用可能人口         | 状況に変化があった時は適宜実施 |      |      |      | ◎    |
| 目標②<br>快適で利便性の高い公共交通への改善     | 指標③<br>公共交通に対する満足度         |                 |      |      |      | ◎    |
|                              | 指標④<br>デマンドバスの予約不成立件数      | ○               | ○    | ○    | ○    | ◎    |
| 目標③<br>持続可能な公共交通体系の実現        | 指標⑤<br>公共交通の収支率<br>(鉄道を除く) | ○               | ○    | ○    | ○    | ◎    |
|                              | 指標⑥<br>シャトルバスの認知度          |                 |      |      |      | ◎    |

○：点検 ◎：最終評価

| 市区町村名 | 運送予定者名   | 運行系統名等<br>(申請番号) | 運行系統      |            |                  | 系統<br>キロ程        | 計画<br>運行<br>日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便増進特例措置 | 運送継続特例措置 | 地域内フィーダーシステムの基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                           |                                   |                           |
|-------|----------|------------------|-----------|------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------|----------|-------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
|       |          |                  | 起点        | 經由地        | 終点               |                  |                |                |          |          | 運行態様の<br>別                          | 基準ハで該<br>当する要件<br>(別表7・9) | 補助対象地域間幹線系<br>統等と接続の確保<br>(別表7のみ) | 基準ホで該<br>当する要件<br>(別表7のみ) |
|       |          |                  |           |            |                  |                  |                |                |          |          |                                     |                           |                                   |                           |
| 本庄市   | 本庄観光(株)  | (1) 本庄シャトル便      | 本庄<br>駅南口 | 新田原        | 本庄<br>早稲田<br>駅北口 | 往3.0km<br>復3.0km | 365日           | 4928回          |          |          | 路線定期運行                              | ①                         | ③                                 |                           |
|       | 朝日自動車(株) | (2) 本庄北地域デマンド    |           | 本庄<br>北地域  |                  | 往 km<br>復 km     | 293日           | 4893回          |          |          | 区域運行                                | ①                         | ③                                 |                           |
|       | 朝日自動車(株) | (3) 本庄南地域デマンド    |           | 本庄<br>南地域  |                  | 往 km<br>復 km     | 293日           | 4688回          |          |          | 区域運行                                | ①                         | ③                                 |                           |
|       | 朝日自動車(株) | (4) 児玉市街地デマンド    |           | 児玉<br>市街地  |                  | 往 km<br>復 km     | 293日           | 2594回          |          |          | 区域運行                                | ①                         | ③                                 |                           |
|       | 朝日自動車(株) | (5) 児玉山間地域デマンド   |           | 児玉<br>山間地域 |                  | 往 km<br>復 km     | 293日           | 1377回          |          |          | 区域運行                                | ①                         | ③                                 |                           |

(共)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に「運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
  2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に「営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
  3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
  4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
  5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
  6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
  7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- なお、本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

|                   |
|-------------------|
| デマンド交通営業区域 … 本庄市域 |
|-------------------|

## デマンド交通運用地域

|        |                                                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本庄北地域  | 地域①、区域b及び区域bに近接する公共施設(「保健センター」、「市民文化会館」)に設置する乗降ポイント間を運行する。                                                                                                                                 |
| 本庄南地域  | 地域②、区域a及び区域aに近接する公共施設(「本庄市役所」、「湯かっこ」)に設置する乗降ポイント間を運行する。                                                                                                                                    |
| 児玉市街地  | 地域③並びに地域③に近接する「間瀬湖」及び商業施設「ビッグマーケット」に設置する乗降ポイント間を運行する。<br>ただし、1日1往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する乗降ポイント間を運行する。                                                                                    |
| 児玉山間地域 | 県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を往復することを基本とし、地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿いに設置する乗降ポイント、区域cに設置する乗降ポイント及び区域cに近接する公共施設(「セルディ」、「エコーピア」、「秋平小学校」)、商業施設、医療施設に設置する乗降ポイント間を運行する。 |

地域① … JR高崎線以北の地域

地域② … JR高崎線以南の本庄地域

地域③ … 児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く地域

地域④ … 児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

区域a … 南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線(旧中山道)、西を蛭子塚通り線、東を国道17号と県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

区域b … 北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

区域c … 国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林

表 1 添付図面

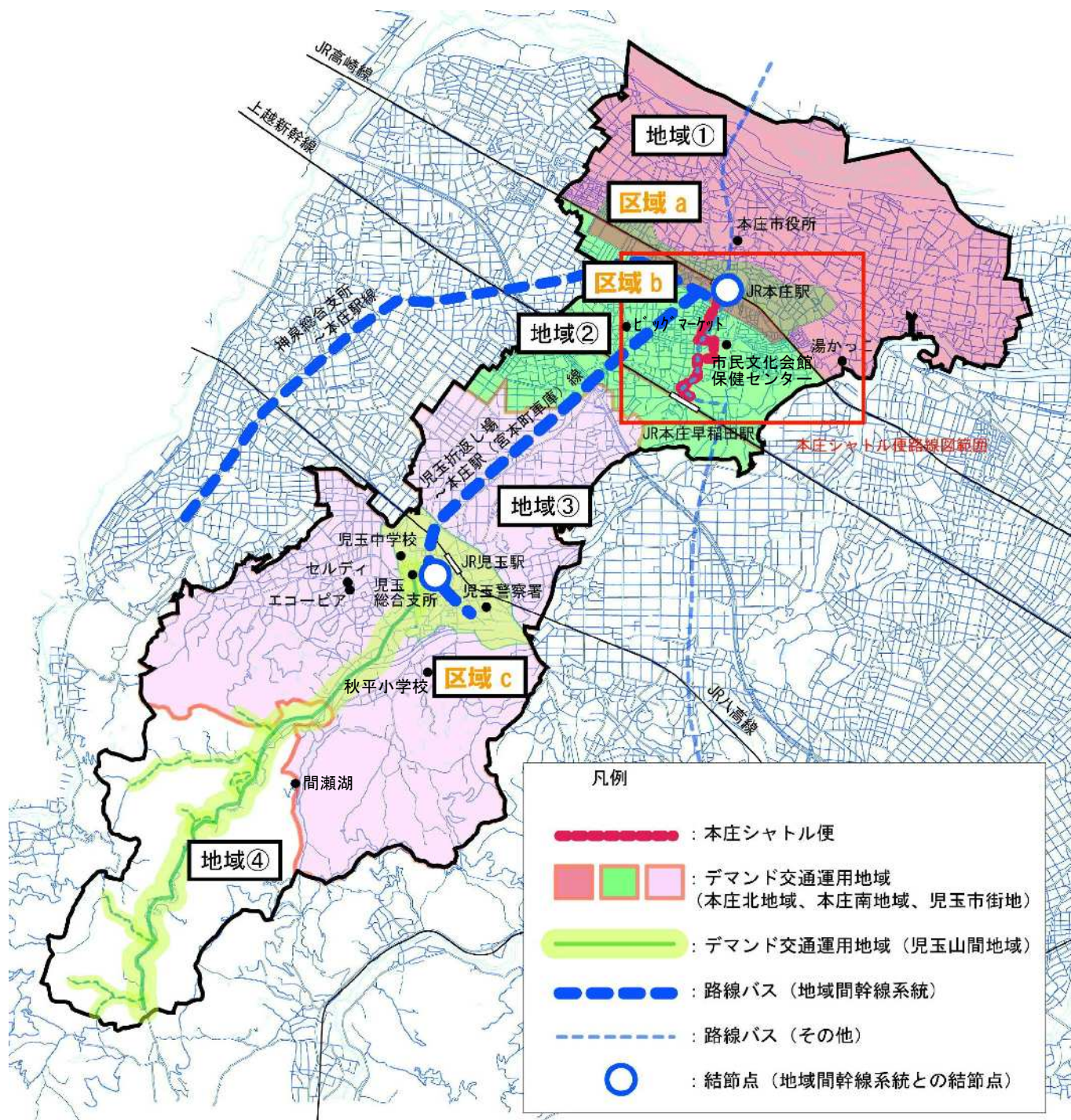


表 1 添付資料 (運行ダイヤ)

デマンド交通

◎たにほん号(本庄北・本庄南・見玉市街地)

|       |            |
|-------|------------|
| 月～土曜日 | 8:00～17:00 |
|-------|------------|

(日曜・休日・12/29～1/3は運休)  
※最終降車時刻は17:00

◎ちとみずみち(馬玉山間)

|       |            |
|-------|------------|
| 月～土曜日 | 8:00～17:00 |
|-------|------------|

(日曜・休日・12/29~1/3は運休)

8:00～17:00  
※通学用として児玉中学校の開校日に合わせて7:40（いろは橋折返し場発）、18:10（児玉中学校発）も運行。  
席に余裕がある場合、予約のうえ一般客も乗車可。一般客の予約がない場合には、通学区間のみ運行。ただし、18:10（児玉中学校発）については、一般客の予約がなく、かつ、当該便を利用する生徒がないことが明らかに  
な場合には、運行しない。

**本庄シャトル便**

平日、土曜・休日とも同じダイヤ  
年中無休

| 停留所名     | 本庄駅南口 → → → → 本庄早稲田駅北口 |      |       |       |       |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|------------------------|------|-------|-------|-------|-------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本庄駅南口    | 9:00                   | 9:32 | 10:07 | 10:57 | 11:37 | 12:17 |  | 13:47 | 14:22 | 14:57 | 15:47 | 16:22 | 17:02 | 18:02 | 18:47 |
| 駅南交番前    | 9:02                   | 9:34 | 10:09 | 10:59 | 11:39 | 12:19 |  | 13:49 | 14:24 | 14:59 | 15:49 | 16:24 | 17:04 | 18:04 | 18:49 |
| 南本町      | 9:03                   | 9:35 | 10:10 | 11:00 | 11:40 | 12:20 |  | 13:50 | 14:25 | 15:00 | 15:50 | 16:25 | 17:05 | 18:05 | 18:50 |
| 什や木      | 9:05                   | 9:37 | 10:12 | 11:02 | 11:42 | 12:22 |  | 13:52 | 14:27 | 15:02 | 15:52 | 16:27 | 17:07 | 18:07 | 18:52 |
| 新田原      | 9:06                   | 9:38 | 10:13 | 11:03 | 11:43 | 12:23 |  | 13:53 | 14:28 | 15:03 | 15:53 | 16:28 | 17:08 | 18:08 | 18:53 |
| 法務局南     | 9:07                   | 9:39 | 10:14 | 11:04 | 11:44 | 12:24 |  | 13:54 | 14:29 | 15:04 | 15:54 | 16:29 | 17:09 | 18:09 | 18:54 |
| 久下塚      | 9:09                   | 9:41 | 10:16 | 11:06 | 11:46 | 12:26 |  | 13:56 | 14:31 | 15:06 | 15:56 | 16:31 | 17:11 | 18:11 | 18:56 |
| 本庄早稲田駅北口 | 9:13                   | 9:45 | 10:20 | 11:10 | 11:50 | 12:30 |  | 14:00 | 14:35 | 15:10 | 16:00 | 16:35 | 17:15 | 18:15 | 19:00 |

| 停留所名     |      | 本庄早稲田駅北口 →→→ 本庄駅南口 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本庄早稲田駅北口 | 9:15 | 9:50               | 10:40 | 11:20 | 12:00 | 13:30 | 14:05 | 14:40 | 15:30 | 16:05 | 16:45 | 17:45 | 18:30 |
| 久下塚      | 9:17 | 9:52               | 10:42 | 11:22 | 12:02 | 13:32 | 14:07 | 14:42 | 15:32 | 16:07 | 16:47 | 17:47 | 18:32 |
| 法務局南     | 9:19 | 9:54               | 10:44 | 11:24 | 12:04 | 13:34 | 14:09 | 14:44 | 15:34 | 16:09 | 16:49 | 17:49 | 18:34 |
| 新田原      | 9:20 | 9:55               | 10:45 | 11:25 | 12:05 | 13:35 | 14:10 | 14:45 | 15:35 | 16:10 | 16:50 | 17:50 | 18:35 |
| けや木      | 9:21 | 9:56               | 10:46 | 11:26 | 12:06 | 13:36 | 14:11 | 14:46 | 15:36 | 16:11 | 16:51 | 17:51 | 18:36 |
| 南本町      | 9:23 | 9:58               | 10:48 | 11:28 | 12:08 | 13:38 | 14:13 | 14:48 | 15:38 | 16:13 | 16:53 | 17:53 | 18:38 |
| 駅南交番前    | 9:24 | 9:59               | 10:49 | 11:29 | 12:09 | 13:39 | 14:14 | 14:49 | 15:39 | 16:14 | 16:54 | 17:54 | 18:39 |
| 本庄駅南口    | 9:28 | 10:03              | 10:53 | 11:33 | 12:13 | 13:43 | 14:18 | 14:53 | 15:43 | 16:18 | 16:58 | 17:58 | 18:43 |

表 1 添付図面

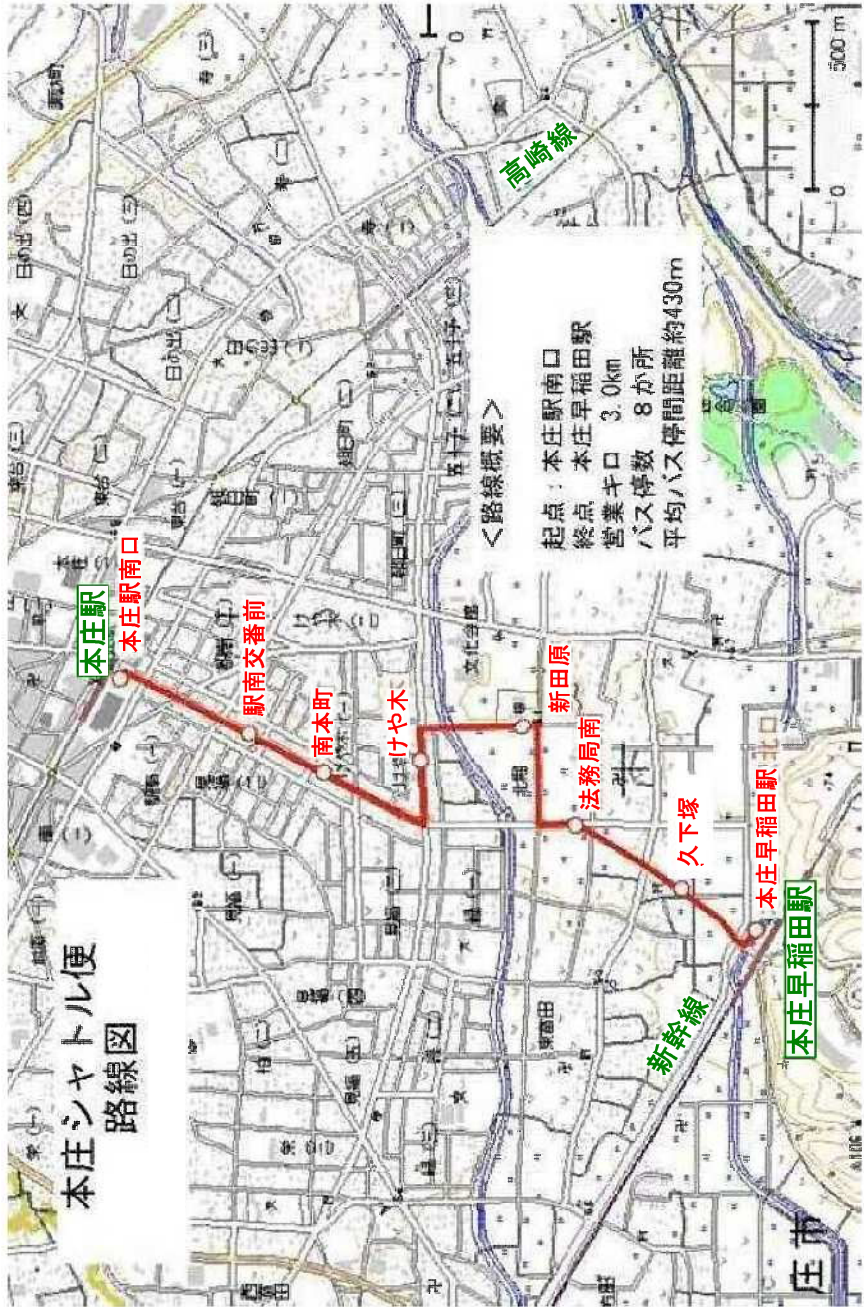


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 本庄市 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人 口    |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 33,454 |
| 交通不便地域等  | 621    |

## 交通不便地域等の内訳

| 人 口 | 対象地区 | 根拠法   |
|-----|------|-------|
| 636 | 本泉地区 | 山村振興法 |
|     |      |       |
|     |      |       |
|     |      |       |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び  
特例適用開始年度

| 計画名         | 策定年月日     | 特例適用開始年度 |
|-------------|-----------|----------|
| 本庄市地域公共交通計画 | 令和5年3月24日 |          |
|             |           |          |

## (1)記載要領

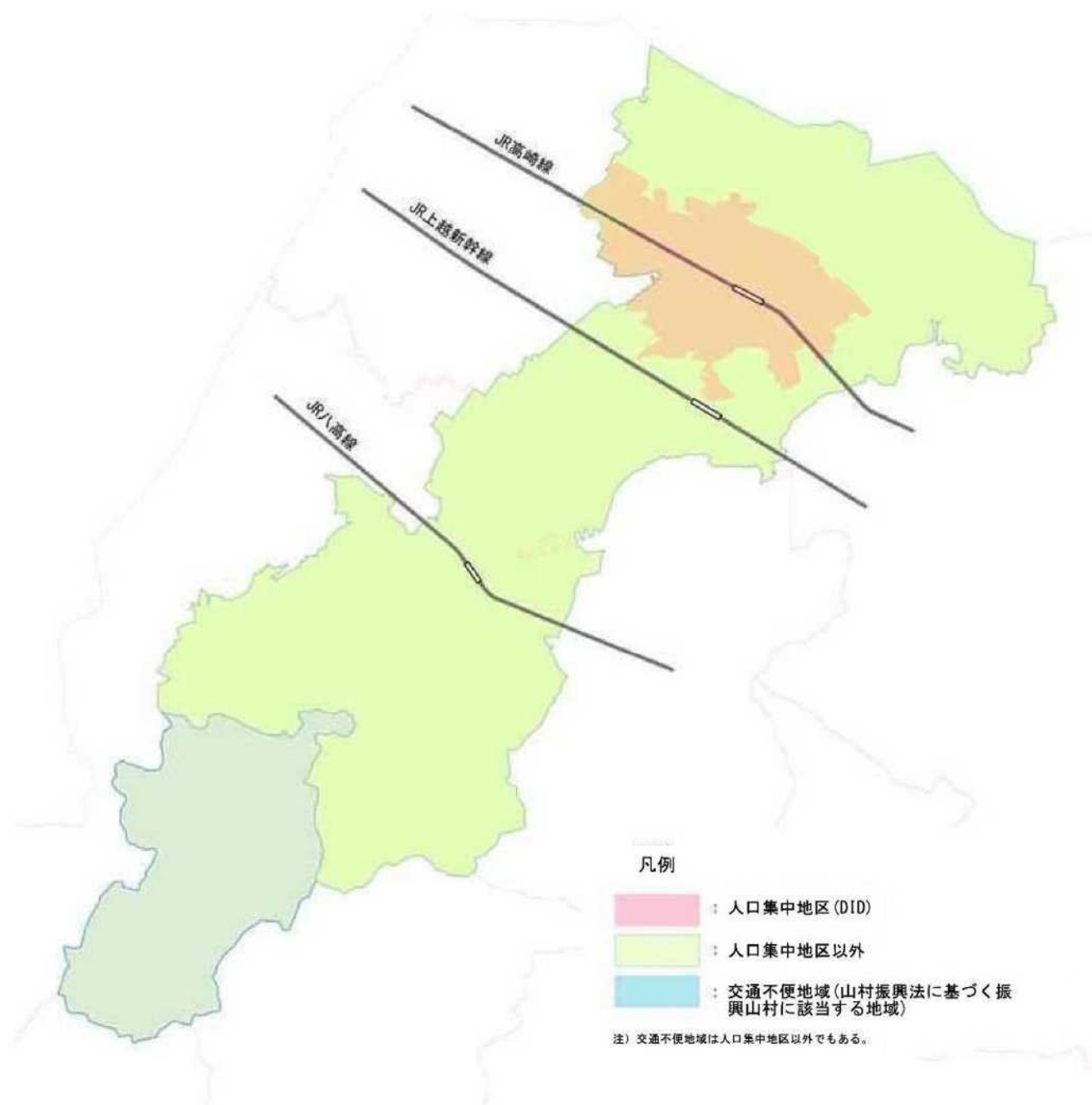
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

## (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5 添付図面

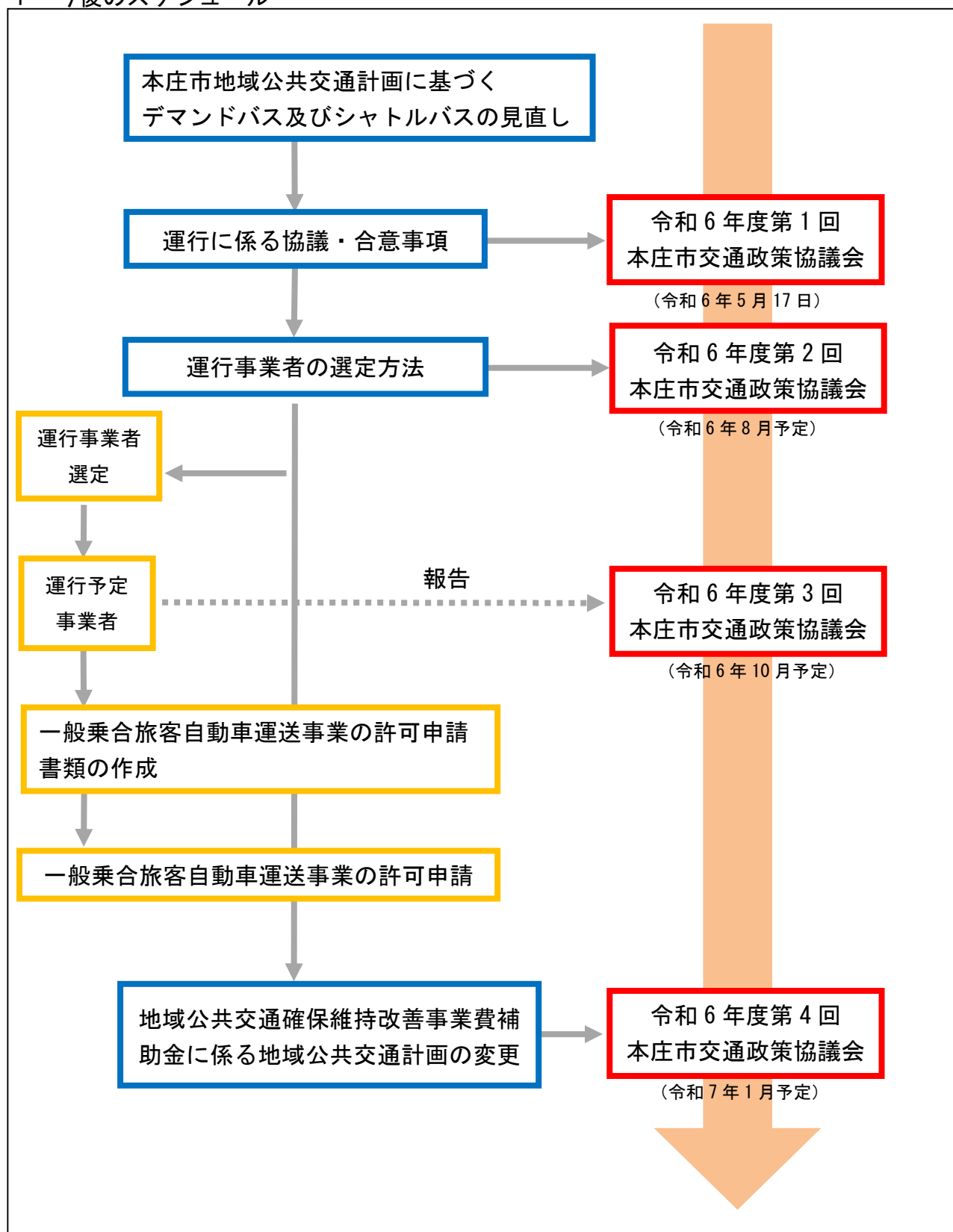
# 人口集中地区、人口集中地区以外、交通不便地域の状況





## 「今後のスケジュール」及び「運行にあたって協議・合意が必要な事項」

## 1 今後のスケジュール



## 2 運行にあたって協議・合意が必要な事項

### (1) 【デマンドバス・シャトルバス共通】使用車両、最低車両数

| 区分                 | 協議・合意が必要な事項 | 内 容                                                       | 背 景                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| シャトルバス<br>(路線定期運行) | 使用車両        | 11人未満車両(乗車定員9名、バリアフリー対応車)で必要な輸送力が確保される。                   | 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。<br>ただし、 <u>地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。</u> |
|                    | 最低車両数       | 市との協定に基づき運行する交通事業者の実状を踏まえて、 <b>最低1両の常用車及び1両の予備車を配置する。</b> | 1営業所ごとに、最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。<br><u>ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。</u>                           |
| デマンドバス<br>(区域運行)   | 使用車両        | 11人未満車両(乗車定員9名、バリアフリー対応車)、セダン(乗車定員4名)で必要な輸送力が確保される。       | 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。<br>ただし、 <u>地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。</u> |
|                    | 最低車両数       | 市との協定に基づき運行する交通事業者の実状を踏まえて、 <b>最低1両の常用車及び1両の予備車を配置する。</b> | 1営業所ごとに、最低3両の常用車及び1両の予備車を配置するものとする。<br><u>ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。</u>                                                    |

注)「背景」の記載内容は、以下による。

一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について(平成13年12月27日公示)  
「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」の細部取扱について

- デマンドバスの乗合率は、1.09～1.11人であり、平均すると1.10人となっていることを踏まえ、11人未満の小型車両を導入する。
- シャトルバスの1便あたりの乗車人数は、0.99～1.36人となっており、平均すると1.13人となっていることを踏まえ、11人未満の小型車両を導入する。

## (4) デマンドバスの乗合率・シャトルバスの1便あたりの乗車人数

## ①デマンドバスの乗合率

平成30年から令和3年までの4年間における乗合率※は、1.09～1.11人であり、平均すると1.10人となっています。また、乗合率を公表している近隣市町の寄居町及び深谷市と比較すると、同程度、あるいは低くなっています。

表 本庄市と近隣市町の乗合率

| 自治体名 | 乗合率（人/便）  |
|------|-----------|
| 本庄市  | 1.10      |
| 寄居町  | 1.4       |
| 深谷市  | 0.99～1.04 |

出典：寄居町「寄居町地域公共交通計画」  
深谷市「深谷市地域公共交通網形成計画」

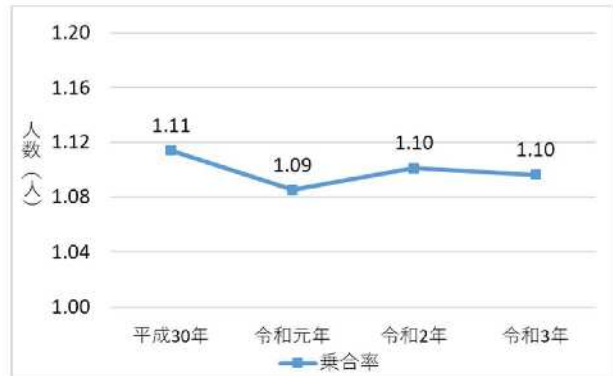


図 乗合率の推移

※ 乗合率は、乗車人数を便数で除したもの

## ②シャトルバスの1便あたりの乗車人数

平成30年度から令和3年度までの4年間における1便あたりの乗車人数は、0.99～1.36人となっており、平均すると1.13人となっています。

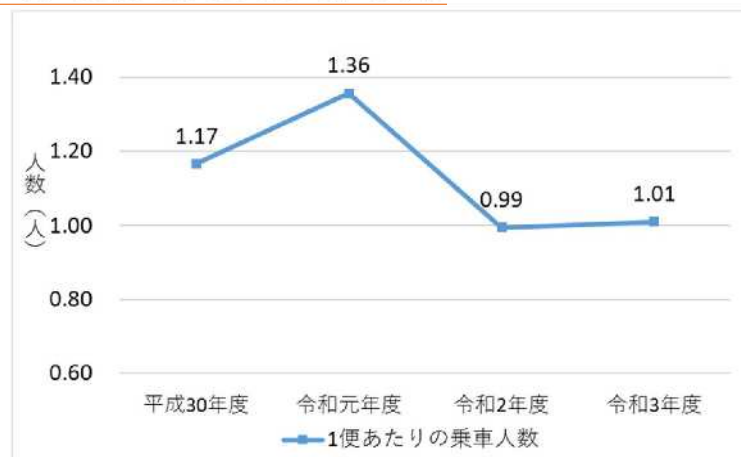


図 1便あたりの乗車人数の推移

※1 年度の期間は全て「前年10月～該当年9月」を示す

※2 1便あたりの乗車人数は、年度ごとの年間乗車人数を年間運行回数で除したもの

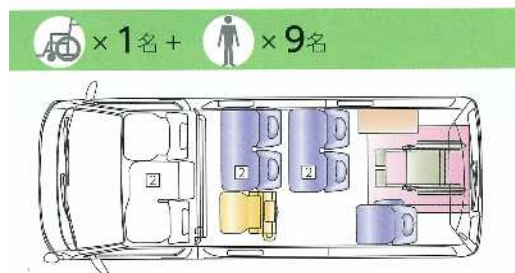
出典：「本庄市地域公共交通計画」

導入予定車両（乗車定員 11 人未満の車両）

本庄市全域を 2 つの地区に分割し、車両は 1 地区 2 台の割合で配置し、4 台とも 11 人未満車両（ワゴン車両 車いす仕様車）で運行する。

シャトルバスは、路線定期運行を行うことから「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象となり、必要な装備を有することが求められる。

デマンドバスは、サービスの統一性を図ることから同様の 11 人未満車両を導入する。

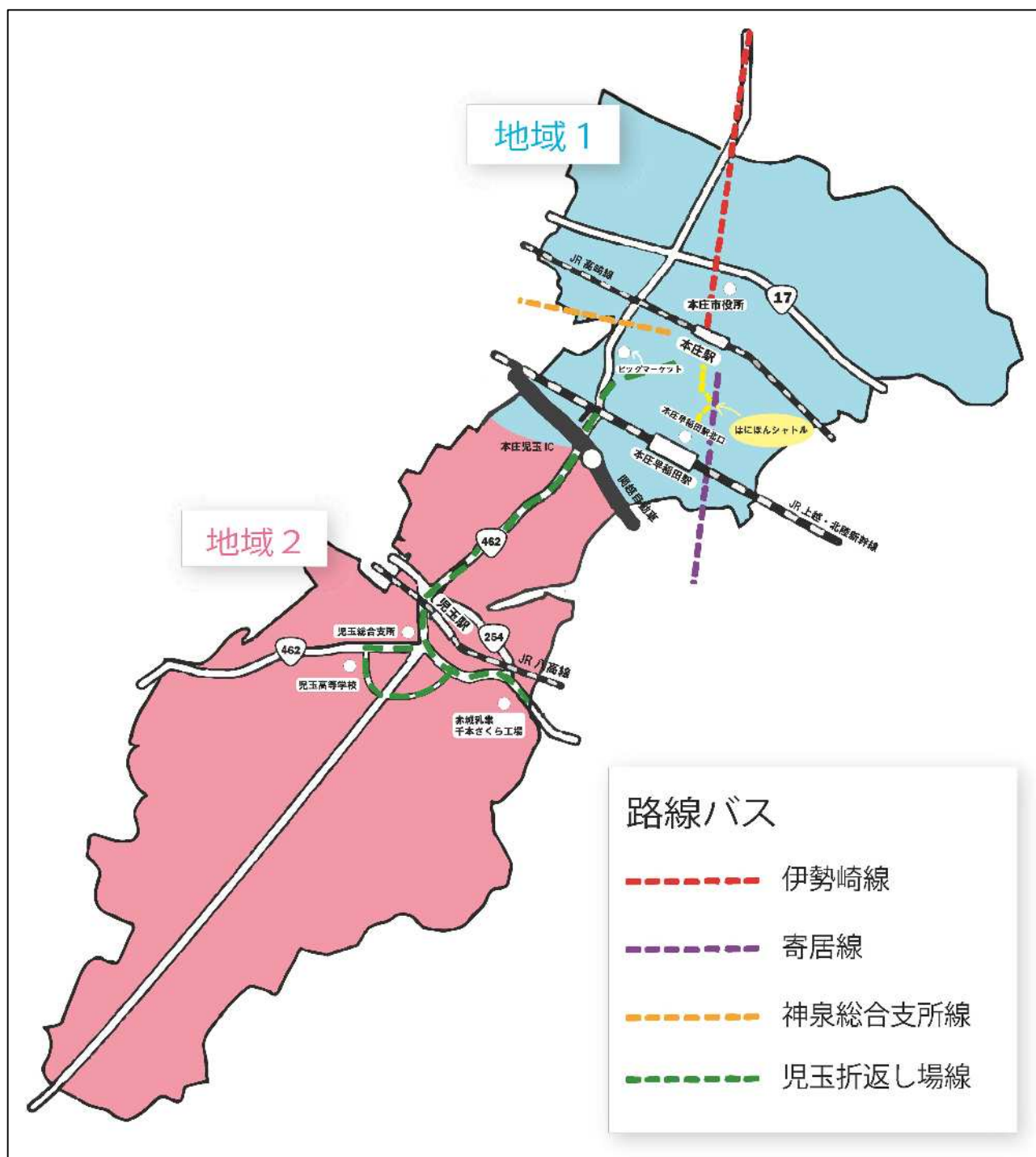


## (2)【デマンドバス】運行エリア（営業区域）

デマンドバス運行エリア（営業区域）…本庄市域

### デマンドバス運用地域

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 本庄地域 | 地域 1 を「本庄地域」とする。                                                               |
| 児玉地域 | 地域 2 を「児玉地域」とする。<br>地域 2 並びに地域 2 に近接する「ビッグマーケット」及び「本庄早稲田駅北口」に設置する乗降ポイント間を運行する。 |



### (3)【デマンドバス】運行日・運行時間

| 運行エリア | 運行日                                                       | 運行時間                | 運行台数                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------|
| ①本庄地域 | 毎日                                                        | 午前8時から<br>午後6時まで    | 各1台                                   |
| ②本庄地域 | 月曜日から土曜日まで<br>(ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日までは除く。) | ※最終降車時間<br>午後6時     | ※ドライバーの休憩時間中は、月曜日から土曜日までについては各エリア1台運行 |
| ③児玉地域 | 毎日                                                        | ※②④運休時は、ドライバー休憩時を除く |                                       |
| ④児玉地域 | 月曜日から土曜日まで<br>(ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日までは除く。) |                     |                                       |

### (4)【シャトルバス】運行日・運行時間

| 運行エリア              | 運行日 | 運行時間             | 運行台数 |
|--------------------|-----|------------------|------|
| 本庄駅南口～<br>本庄早稲田駅北口 | 毎日  | 午前9時から<br>午後7時まで | 1台   |

### (5)【デマンドバス】乗降地点

○乗降地点には、標識を設置する。

○標識には、予約を受け付ける電話番号と乗降地点ポイント名を明記する。

○乗降地点から半径200mをサービス範囲とする。

○車両が安全に停車できるところとする。

(車両の転回が必要なところでは、安全に転回できるスペースが確保されているところとする。)

※ 地域の実情に応じて設置する。

#### ①現行のデマンドバスの乗降地点（停留所）

本庄地域 249箇所

児玉地域 160箇所

合計 409箇所（令和6年4月現在）

#### ②路線バスへ接続できる場所

#### ③商業施設、医療施設

近接するものは統合も考えるが、利用者の利便性を重視し、できるだけ多くの場所に設置する。

#### ④自治会での設置

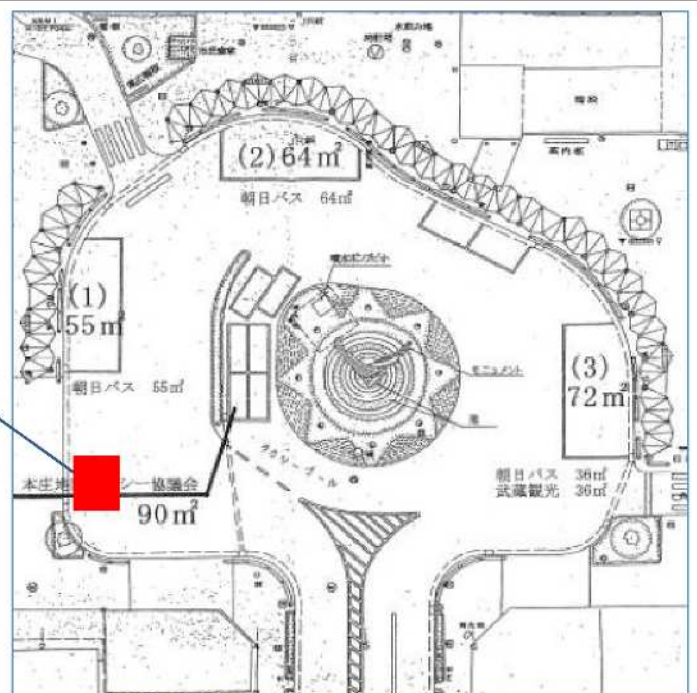
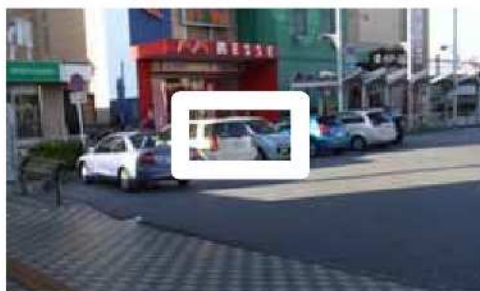
※①の停留所を乗降地点にすることを基本とするが、②～④で設置する乗降地点との距離を踏まえ、設置場所の変更も考える。

(6) 【シャトルバス】ルート（路線・運行系統）、停留所



本庄駅南口駅前広場  
車両停車位置

※本庄地域デマンドバスの乗降地点も同位置に設置する。



(7) 【シャトルバス】ダイヤ（運行回数・運行時刻）

現行のシャトルバスのダイヤを令和4年10月1日に新幹線の到着時間に合わせた時刻表へ見直しを行っており、利用者も微増していることから、現行のダイヤを使用する。

シャトルバス  
平日、土曜・休日とも同じダイヤ  
年中無休

| 停留所名     | 本庄駅南口 →→→ 本庄早稲田駅北口 |      |       |       |       |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|--------------------|------|-------|-------|-------|-------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本庄駅南口    | 9:00               | 9:32 | 10:07 | 10:57 | 11:37 | 12:17 |  | 13:47 | 14:22 | 14:57 | 15:47 | 16:22 | 17:02 | 18:02 | 18:47 |
| 駅南交番前    | 9:02               | 9:34 | 10:09 | 10:59 | 11:39 | 12:19 |  | 13:49 | 14:24 | 14:59 | 15:49 | 16:24 | 17:04 | 18:04 | 18:49 |
| 南本町      | 9:03               | 9:35 | 10:10 | 11:00 | 11:40 | 12:20 |  | 13:50 | 14:25 | 15:00 | 15:50 | 16:25 | 17:05 | 18:05 | 18:50 |
| けや木      | 9:05               | 9:37 | 10:12 | 11:02 | 11:42 | 12:22 |  | 13:52 | 14:27 | 15:02 | 15:52 | 16:27 | 17:07 | 18:07 | 18:52 |
| 新田原      | 9:06               | 9:38 | 10:13 | 11:03 | 11:43 | 12:23 |  | 13:53 | 14:28 | 15:03 | 15:53 | 16:28 | 17:08 | 18:08 | 18:53 |
| 法務局南     | 9:07               | 9:39 | 10:14 | 11:04 | 11:44 | 12:24 |  | 13:54 | 14:29 | 15:04 | 15:54 | 16:29 | 17:09 | 18:09 | 18:54 |
| 久下塚      | 9:09               | 9:41 | 10:16 | 11:06 | 11:46 | 12:26 |  | 13:56 | 14:31 | 15:06 | 15:56 | 16:31 | 17:11 | 18:11 | 18:56 |
| 本庄早稲田駅北口 | 9:13               | 9:45 | 10:20 | 11:10 | 11:50 | 12:30 |  | 14:00 | 14:35 | 15:10 | 16:00 | 16:35 | 17:15 | 18:15 | 19:00 |

| 停留所名     | 本庄早稲田駅北口 →→→ 本庄駅南口 |       |       |       |       |  |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|--------------------|-------|-------|-------|-------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本庄早稲田駅北口 | 9:15               | 9:50  | 10:40 | 11:20 | 12:00 |  | 13:30 | 14:05 | 14:40 | 15:30 | 16:05 | 16:45 | 17:45 | 18:30 |
| 久下塚      | 9:17               | 9:52  | 10:42 | 11:22 | 12:02 |  | 13:32 | 14:07 | 14:42 | 15:32 | 16:07 | 16:47 | 17:47 | 18:32 |
| 法務局南     | 9:19               | 9:54  | 10:44 | 11:24 | 12:04 |  | 13:34 | 14:09 | 14:44 | 15:34 | 16:09 | 16:49 | 17:49 | 18:34 |
| 新田原      | 9:20               | 9:55  | 10:45 | 11:25 | 12:05 |  | 13:35 | 14:10 | 14:45 | 15:35 | 16:10 | 16:50 | 17:50 | 18:35 |
| けや木      | 9:21               | 9:56  | 10:46 | 11:26 | 12:06 |  | 13:36 | 14:11 | 14:46 | 15:36 | 16:11 | 16:51 | 17:51 | 18:36 |
| 南本町      | 9:23               | 9:58  | 10:48 | 11:28 | 12:08 |  | 13:38 | 14:13 | 14:48 | 15:38 | 16:13 | 16:53 | 17:53 | 18:38 |
| 駅南交番前    | 9:24               | 9:59  | 10:49 | 11:29 | 12:09 |  | 13:39 | 14:14 | 14:49 | 15:39 | 16:14 | 16:54 | 17:54 | 18:39 |
| 本庄駅南口    | 9:28               | 10:03 | 10:53 | 11:33 | 12:13 |  | 13:43 | 14:18 | 14:53 | 15:43 | 16:18 | 16:58 | 17:58 | 18:43 |

## 運賃協議分科会の設置に伴う本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正について

### ○改正の理由

道路運送法の改正により、令和 5 年 10 月 1 日以降、運賃等の協議を行う場合には、同法第 9 条第 4 項に規定する協議会において協議を行うことが必要となりました。

このことから、本庄市交通政策協議会に当該協議組織を位置付けるため、本庄市交通政策協議会設置要綱の一部改正をするものです。

### ○改正の内容

第 7 条（運賃協議分科会）の規定を追加します。

### ○施行予定日

公示の日

### ○参考資料

別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について」（国土交通省作成）

# 一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたることの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

## これまで

### 【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### 施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

## 令和5年10月1日以降

### 【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

#### 新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

### 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

## （運賃）協議会の進め方の例について

### ○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
  - 地域公共交通会議の要綱に
    - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
    - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加
  - その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
  - ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
  - ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

### ○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。
  - （例） ※（ ）内は想定する対象者
    - ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
    - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
    - ③自治会への説明会（住民、利用者）
    - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
  - ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

#### 【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

### ○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
  - ※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

## 本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

### (設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

### (業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (6) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (7) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 前項第4号に規定する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項は、第7条に規定する運賃協議分科会において協議するものとする。

(委員)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 本庄警察署長又はその指名する者
- (8) 児玉警察署長又はその指名する者
- (9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者
- (10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者
- (12) 道路管理者
- (13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第2項第13号に規定する者のうち、学識経験を有するものをもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

#### （運賃協議分科会）

第7条 協議会に運賃等に関する事項について協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会の構成員は、次に掲げる者とする。

（1） 第3条第2項第1号の者

（2） 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（3） 第3条第2項第10号の者

（4） 第3条第2項第6号の者のうち、市長が指名する者

3 分科会に分科会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

4 分科会長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。

5 分科会の会議においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

（協議結果の尊重義務）

第8条第7条 会議及び運賃協議分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

~~第9条第8条~~ 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

~~第10条第9条~~ 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

~~第11条第10条~~ 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

(監査)

~~第12条第11条~~ 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

~~第13条第12条~~ 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

~~第14条第13条~~ 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

~~第15条第14条~~ この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

# 本庄市交通政策協議会設置要綱新旧対照表

| 改 正 前                                                                                                                   | 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本庄市交通政策協議会設置要綱</p> <p>平成24年1月20日<br/>告示第17号の2</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条～第6条 略</p> | <p>本庄市交通政策協議会設置要綱</p> <p>平成24年1月20日<br/>告示第17号の2</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第4号に規定する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)に関する事項は、<u>第7条に規定する運賃協議分科会において協議するものとする。</u></p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(運賃協議分科会)</p> <p>第7条 協議会に運賃等に関する事項について協議するため、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会(以下「分科会」という。)を置く。</p> <p>2 分科会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 第3条第2項第1号の者</p> <p>(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 第3条第2項第10号の者</p> <p>(4) 第3条第2項第6号の者のうち、市長が指名する者</p> <p>3 分科会に分科会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>4 分科会長は、<u>分科会の会務を総理し、分科会を代表する。</u></p> <p>5 分科会の会議においては、<u>前条の規定を準用する。この場合において、同</u></p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p><u>第7条</u> 会議 <u>                    </u> において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(幹事会)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(事務局)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(経費の負担)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(監査)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p> | <p>条中「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p><u>第8条</u> 会議及び運賃協議分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(幹事会)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(事務局)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(経費の負担)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(監査)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 本庄市オンデマンド型交通システム導入について

## 1,歳入

デジタル田園都市国家構想交付金

## 2,歳出

内容

| 項目             |                                            | 契約期間                      | 国庫補助金（デジ田） |
|----------------|--------------------------------------------|---------------------------|------------|
| ①システム構築費       |                                            | 契約締結日（令和6年8月予定）～令和9年3月31日 | ○（対象）      |
| ②システム購入費（R8まで） |                                            |                           | ○（対象）      |
| 運<br>営<br>費    | ③R6コールセンター等（1.5か月分）<br>※令和7年2月中旬～令和7年3月31日 |                           | ×（対象外）     |
|                | ④R7コールセンター等                                |                           | ×（対象外）     |
|                | ⑤R8コールセンター等                                |                           | ×（対象外）     |

本庄市 A I デマンドバスシステム導入支援業務 仕様書（案）

1 委託業務名

本庄市 A I デマンドバスシステム導入支援業務

2 基本条件

（１） 委託期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（２） 委託内容 A I デマンドバスシステムの構築及び運用に係る一式

※令和 7 年 4 月 1 日以降は、受託者と市又は本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）が指定する運行事業者との間でシステム等の利用に関し、契約することを想定している。

3 業務対象地域

対象地域は、本庄市全域とする。

※詳細は、別添 1 を参照のこと。

4 業務目的

公共交通のマスタープランとなる「本庄市地域公共交通計画」に基づき、「デマンドバスの予約システムの改善」等のデマンドバスの見直しに取り組むものである。当該業務は、A I を活用したデマンドバスシステムを導入し、利便性向上に繋げることを目的とする。

5 業務内容

（１） 運行内容

ア 運行区域

業務対象地域及び別添 1 「運行エリアの範囲」のとおり

イ 乗降場所

アで指定するエリアにおいて 4 0 0 か所程度

ウ 運行車両

（ア） 運行に使用する車両（以下「乗用車両」という。）は、協議会が指定するワゴン車両 4 台で、運行事業者が車両リース会社とリース契約を締結する、又は車両を取得することで、常用車両を使用することを想定している。

（イ） 乗用車両が事故等で使用できない場合に運行する車両（以下「予備車両」という。）は、運行事業者が用意し、予備車両は運行事業者に使用する権利がある乗車定員 1 1 人未満の営業車（緑ナンバー）を想定している。

（ウ） 常用車両及び予備車両の点検及び清掃は、運行事業者が適宜実施し、適正な維持管理を行うことを想定している。

（２） 業務内容

ア 設計・協議

（ア） 発注者と綿密な打ち合わせを行い、利用者に配慮した設計とすること。

（イ） 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。

イ 構築業務

（ア） A I デマンドバス配車に係る、本書に示す要求水準に沿ったシステムを構築し、各調整、マスタリングを行うこと。

ウ 利用方法の説明・指導

(ア) 発注者への説明・指導

(イ) 運行事業者への説明・指導

(ウ) 住民説明会における説明・指導に係る相談・支援

エ 保守・運用

(ア) 運行時間帯及び発注者の就業時間内（平日 8:30～17:15 まで）は発注者及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問合せの受付を行うこと。ただし、緊急時においては、この限りではない。

(イ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、発注者に随時報告すること。また、その際の代替運用を準備しておくこと。

(3) システム概要

ア デマンド配車システムは、効率的な運行ルートの作成、運行をサポートする目的で、以下（5）で定める要件を満たす「デマンド配車システム」、「ユーザーアプリ（LINE ミニアプリ含む）」、「ドライバーアプリ」、「管理者Web」の機能をクラウド型システムにて構成すること。

イ ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も整備すること。

ウ システムのデータセンターの立地場所が日本国内であること。

エ ドライバータブレット紛失時の顧客情報の漏洩対策の措置が取られていること（MDMによるデータ消去、ロックなど）

オ 管理者Webとドライバータブレットで不正アクセスへの対応策としてパスワード以外の措置が取られていること。

(4) システムの提供範囲

ア 発注者が指定するエリアにおいて、運行車両 4 台がデマンド運行を行う体制とする（台数の拡大にも対応できるようにしておくこと）。

イ 各車両は乗合で運行されるものとし、発注者が指定するエリア内の乗降場所にて乗降可能とする。

ウ コールセンター（オペレーター含む）は、受注者が手配し、協議会が指定する運行事業者へ貸与するものとする。

エ コールセンター用に管理用パソコン又はタブレットを用意すること。また、ドライバーアプリとして使用する車載器端末等（SIM カード、その他車載器付属品含む）については、運用車両数に応じた台数を提供すること。なお、何れも貸借又は購入による調達の手法は問わないが、所要額を提案価格に含めること（車載器端末は、タブレットサイズを基本とする）。

(5) システムに関わる要件

ア 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（デマンド配車システム）

(ア) 利用者からの予約（電話・アプリ又は Web・LINE）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。

(イ) 電話で予約を受ける際に、オペレーターによる管理者Web への手動登録ができること。

(ウ) 予約締切時間を任意に指定することができること。

- (エ) 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応すること。
- (オ) AIによる乗降拠点選択方式を有する配車システムであること。
- (カ) 運行範囲の設定が可能であり、更に運行区域拡大に対応できること。
- (キ) 車椅子対応等の機能を保持し、国内での実績を有すること。
- (ク) 乗車人数の設定が可能であること。
- (ケ) オペレーターの判断により、需要が集中する時間帯に限り、予約の少ない運行区域の車両を予約の多い運行区域で運行させるなど、需要に応じた柔軟な運行が可能であること。

#### イ ユーザーアプリ

- (ア) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降場所の案内ができること。
- (イ) 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- (ウ) ユーザーアプリはiOSとAndroid双方に対応すること。
- (エ) 事前予約に対応できること。
- (オ) 地図表示から乗降地点の指定が行えること。
- (カ) アプリ利用初心者でも容易に利用できること。
- (キ) その他、利用者の活用促進や利便性を高める機能を有すること。

#### ウ LINEミニアプリ

- (ア) 市の公式LINEから予約機能を起動できること。
- (イ) LINEミニアプリ内で登録・予約が完結すること。
- (ウ) 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降停留所の案内ができること。
- (エ) 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- (オ) iOSとAndroid双方に対応すること。

#### エ ドライバーアプリ

- (ア) ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートの表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- (イ) ドライバーアプリはiOSかAndroidいずれかに対応すること。
- (ウ) アプリ利用初心者でも容易に利用できること。
- (エ) その他、ドライバーの利便性を高める機能を有すること。

#### オ 運行管理機能（管理者Web）

- (ア) 管理者Webは指定のURLにアクセスすることで利用可能とすること。
- (イ) 車両予約：管理者Webにて運行車両の予約状況を確認できること。
- (ウ) 利用者の情報：管理者Webにて利用者情報を登録、修正、削除できること。
- (エ) 利用者予約：管理者Webにて利用者の予約状況を把握が可能で、予約情報を登録、修正、削除できること。
- (オ) 車両管理：管理者Webにて運行する車両を登録、修正、削除が可能で、運行により取得する乗降データを出力できること。
- (カ) 運行管理：異常発生時に管理者Webにて新規の予約受付停止が可能で、過去の運行記録についても確認ができること。
- (キ) 運行実績：利用実績（日別・時間帯別等）を随時確認が可能で、利用実績（1件明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）をCSV等のファイル形式でダウンロードす

ることができること。

(6) 車載決済端末に関わる要件

ア 運賃の支払いは、現金、回数乗車券及び交通系 IC カード等のキャッシュレス決済とし、受注者は車内に車載決済端末を設置する。

イ クレジットカード決済についても、国内を含む主要なカードに対応できること。

(7) 事業支援業務

ア 業務進捗管理

発注者と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

イ 地域合意形成に向けた支援

地域住民や地元交通事業者、関係各所（運輸支局等）への説明・協議に当たり、委託業務範囲（例：システムの使用方法や仕組み、予約方法等）に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。

ウ 交通事業者による運行体制構築に向けた支援

運行業務を担う交通事業者への業務委託において、業務委託の内容の準備等に関し、相談・支援を行う（乗務員へのレクチャー等の支援含む）。

エ 利用促進に向けた支援

（ア） 利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施に当たり、委託業務範囲に係る企画立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。

（イ） ①本庄市において新たな移動手段の確保に向けた提案（次世代モビリティ、自動運転バス等）、②児玉山間地域での公共交通の将来像、③共助交通・路線バス・タクシー等、市内の交通機関を組み合わせた新たな公共交通のあり方、④導入した A I 配車システムの拡張機能、応用（MaaS、バスロケーションシステムなど）、⑤市が進める生活基盤におけるデジタル化との A I 配車システムとの連動（I C Tを活用した高齢者のコミュニケーション推進等）、⑥収支率の改善（企業からの協賛金や広告収入など）等の観点において、必要に応じて助言・提案を行うこと。

カ 有人電話受付予約センターの設置

（ア） 将来の利用者拡大を見据え、対応できる体制の構築・運営を行うこと（1日約50人を当初設定とし、利用状況に応じ、将来的に1日約160人までの電話受付予約に対応できるようにすること）。

（イ） 毎日午前8時から午後6時まで電話を受け付けること。

キ 車両調達の支援

受注者は、運行事業者に対し、令和7年4月1日の運行開始に向け、世界的な半導体不足や部品調達の遅延により、ワゴン車両の確保に遅延が生じないよう車両調達の支援を行うこと。

ク 利用者登録

利用者登録について受付を行うこと。また、観光など一時利用者を対象とした簡易な登録も可能とすること。

(8) 打合せ協議

業務に当たり、市との間で適時に十分な打合せを行うとともに、市は業務期間中いつでも各種作業の進捗状況の報告を求めることができるものとする。また、定期的な打合せ会議を行い、必要に応じて改善提案を行うこととする。

(9) 個人情報の保護等

受注者は、個人情報が適切に管理されるよう必要な措置を講ずるとともに、この契約による事務処理上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された後においても、同様とする。

5 成果物

本業務の成果物は、完了時に以下のとおり納品し、成果物の権利は、発注者に帰属する。なお、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果物の公表をしてはならない。

- ・プロジェクト計画書
- ・サービス説明書
- ・サービス利用規約
- ・システム設定書
- ・保守・運用体制
- ・ユーザーアプリマニュアル
- ・ドライバーアプリマニュアル
- ・管理者Webマニュアル
- ・乗降場所に関する地図
- ・業務報告書一式
- ・上記全成果物の電子データ（ワード・エクセル版、PDF 版）
- ・ドライバータブレット 4台 予備 1台
- ・車載決済端末 4台 予備 1台

※その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品すること

6 成果物提出先

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市都市整備部都市計画課

7 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 成果物の帰属

本業務における成果物は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく

複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

(7) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後一括払いとする。(国及び県の補助事業の完了確定後となる。)

(8) その他

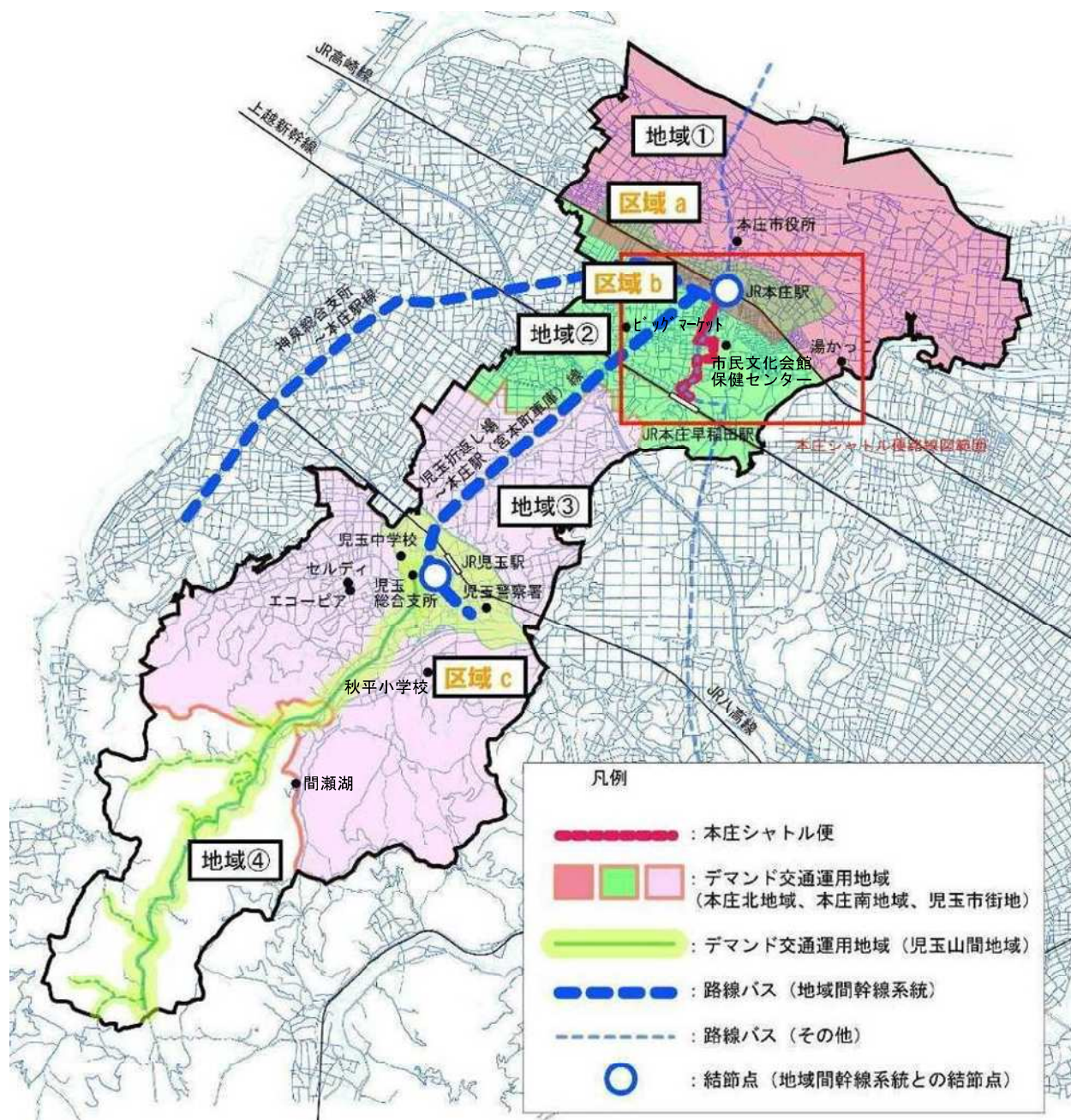
本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。

8 その他

A I デマンドバスシステムの詳細な要件については、別添 2 の仕様書の必須機能を満たすこと。

## 別添 1 「運行エリアの範囲」

※地域①②を「本庄地域」、地域③④を「児玉地域」とし、現行の4エリアを2エリアとする。



モデル仕様書（AIオンデマンド交通システム）

■概要

AIオンデマンド交通システムは、利用者の予約内容やタイミングに応じて柔軟にタクシーやバスを手配し、地域全体の交通インフラの効率的な利用を促進するシステムです。このシステムでは、スマートフォンアプリや電話にて乗車予約が可能であり、ドライバーにはAIを活用して作成した運行ルート等が提供されます。これにより、地域のタクシーやバスの調便による交通不便を解消し、住民の自由な移動を提供する持続的な交通システムを構築します。

| モデル仕様書・要件定義 |            |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能分類体系      |            | 中項目      | 小項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 大項目         |            |          | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ■基本要件       | 共通事項       | サービス提供環境 | 利用者の操作機器環境（PC、スマートフォン）及び管理者側（管理システム・ドライバー）の操作機器環境を指定する。<br>・対応させる機器（PC/スマートフォン）<br>・対応OSとそのバージョン<br>・対応ブラウザとそのバージョン など<br>スマートフォンアプリは、iOSとAndroid双方に対応すること。<br>サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化について自治体希望する要件を記載する。提案する環境が自治体の希望と異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。<br>(例)<br>利用者側環境：インターネットで動作すること<br>管理者側環境：インターネットで動作すること。<br>インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。 |
|             |            | ネットワーク環境 | データ管理環境について自治体希望する要件を記載する。提案する環境が自治体の希望と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。<br>例：アプリサービスの場合、サービスにおいて登録されるデータは、デバイス内には情報は保存せず、サービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保存すること。<br>・どのような環境でバックアップを行うか<br>・間隔と世代数（例：週次で4世代保有すること）<br>(その他)<br>障害発生時の情報履歴の退避先は発注者が指定した場合を除き全て日本国内であること。<br>スマートフォン端末故障時や機種変更時のデータ引継ぎが配慮がされていること                                             |
|             |            | サービス提供時間 | 原則、24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|             | ライセン・ユーザ数等 | 利用者側ユーザ数 | 利用者側アカウントライセンスが必要となる場合は、利用者ユーザー数として〇アカウント以上対応すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|             |            | 管理者側ユーザ数 | 管理者側アカウントライセンスが必要となる場合は、利用者ユーザー数として特権ユーザー〇アカウント以上、一般ユーザー〇アカウント以上対応すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| デザイン・操作性    |            | デザイン     | 表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインとなるよう指定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|             |            | 操作性      | 表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインとなるよう指定<br>(例)<br>年配者にも操作がわかりやすいような画面設計がされている                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                                                                           |                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| ※1：自治体によって必須と思われる機能 ※2：2024/4以降で実装が望まれる機能 ※選択必須：乗付示によって業務上必要となる場合は必須となる機能 |                                                    |
| 必須機能※1                                                                    | 今後拡張が望まれる機能※2                                      |
|                                                                           | 事業者名                                               |
|                                                                           | サービス名                                              |
| 対応可否※2                                                                    | 備考<br>(判断に困るもの、オプション等で対応する場合など特記があれば可能な範囲で記載ください。) |
|                                                                           | 対応可否                                               |
| 対応可否の項目に○を記入ください                                                          |                                                    |
| ○                                                                         |                                                    |
| ○                                                                         |                                                    |
| ○※選択必須                                                                    |                                                    |
| ○                                                                         |                                                    |
| ○                                                                         |                                                    |
| ○                                                                         |                                                    |
| ○                                                                         |                                                    |
| ○                                                                         |                                                    |
| ○                                                                         |                                                    |

| 記入用凡例 |                                 |
|-------|---------------------------------|
| ○     | 対応可(必須機能欄の場合は24/4時点で実装予定の機能も含む) |
| ×     | 対応不可                            |
| △     | その他(備考欄に詳細を記入ください)              |

[illegible]

|  |                     |                                                                                                                                                                                                                                                           |   |  |  |  |
|--|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|--|--|
|  | 統計機能                | システム・サービスの運用状況や利用状況を定時又は任意の時点で集計する機能<br>例：アプリ登録者数、アプリアクティブ利用者数、延べ利用回数 など                                                                                                                                                                                  | ○ |  |  |  |
|  | 関係法規制への対応           | サービスの発給、運用、提供に関係する関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること<br>(必要な場合)<br>・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二重許可を得ること                                                                                                                                   | ○ |  |  |  |
|  | 著作権                 | 利用者は、以下の情報を登録し利用登録を行えること。<br>(例)氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスなど                                                                                                                                                                                                 | ○ |  |  |  |
|  | 資格管理<br>利用者側アカウント管理 | 利用者がアカウントの設定方法（再設定含む）及び認証方法（再認証も含む）について指定<br>※設定時や認証時における２段階認証や多要素認証、生体認証を導入したい場合は指定<br>ソーシャルログインやマイナンバーカードによるログインなど、指定するログイン方法がある場合は指定する。<br>マイナンバーカードを用いた利用者情報の登録や認証を行うことにより運営割引等のサービスを提供できる資格情報管理に対応すること。                                              | ○ |  |  |  |
|  |                     | アカウント情報の修正・停止                                                                                                                                                                                                                                             | ○ |  |  |  |
|  | 運行管理用アカウント管理        | 管理者が利用者のアカウント情報を確認・修正（廃止）、削除ができること。<br>以下の情報を登録し、管理者アカウント（運行管理者・ドライバー）を作成できると。<br>(例)所属名、名前 など<br>運行管理者が、ドライバーIDを発行することができること。<br>※管理者の依頼による委託等の作業も含む<br>ID・パスワードによるログインが可能なこと。                                                                           | ○ |  |  |  |
|  | <b>■車種毎に異なる機能要件</b> |                                                                                                                                                                                                                                                           |   |  |  |  |
|  | 利用者アプリ(WEB)機能       | 乗降地点、乗車人数、乗車希望時間を指定して予約することができること。<br>利用者が指定した出発地・目的地から、システムが乗降地点を指定できることと。<br>地図表示から乗降地点の指定が行えること。<br>登録した乗降地点や過去の利用履歴から、乗降地点の選択が可能なこと。<br>予約時にドライバーへの伝達事項を入力できること。<br>予約状況の確認、乗降地点の確認ができること。<br>予約のキャンセルができること。<br>予約した車両の位置情報をアプリ上（Web上）で確認することができること。 | ○ |  |  |  |
|  |                     | 運行状況確認                                                                                                                                                                                                                                                    | ○ |  |  |  |
|  |                     | オンライン決済機能                                                                                                                                                                                                                                                 | ○ |  |  |  |
|  |                     | お知らせ受信                                                                                                                                                                                                                                                    | ○ |  |  |  |
|  | 運行計画機能              | 各車両は相乗りで運行されるものとし、運行範囲内におけるAIを活用した効率的な配車、自動ルートの生成が可能であること。<br>また、予約の追加やキャンセルに応じ、運行計画を自動で修正することができること。<br>運行範囲を設定することができること。<br>道路の通行止め情報等の運行不可道路を登録し、通行止め区間の迂回時間を踏まえた配車計画が作成できること。<br>また特定の停留所の利用の一時停止・移動を可能とすること。                                        | ○ |  |  |  |
|  |                     | 運行条件の設定                                                                                                                                                                                                                                                   | ○ |  |  |  |
|  | 発着位置                | 乗降地点の登録/変更/削除ができること。<br>地点登録等においては、地図画面上や一覧表示から用意できるよう工夫すること。<br>利用者が指定する任意の地点からの乗降を可能とすること。<br>利用者が任意の地点を指定できない場合には、公共交通空白地域を極力削減できるように多くの乗降場所が設定可能であること。                                                                                                | ○ |  |  |  |
|  |                     | 任意位置乗降型                                                                                                                                                                                                                                                   | ○ |  |  |  |
|  | 配車予約                | 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応すること<br>スマートフォンのパズルゲームから予約は、利用者の操作のみで完了すること。                                                                                                                                                                                   | ○ |  |  |  |

|  |              |                                                                     |            |  |  |   |   |
|--|--------------|---------------------------------------------------------------------|------------|--|--|---|---|
|  |              | 利用者の希望条件で予約できない場合は、希望時間近くの空き状況を案内すること。                              |            |  |  |   | ○ |
|  |              | 予約をもとに決定した配車データを即時に、管理システム及びドライバー用システムへ共有すること。                      | お知らせ通知     |  |  |   | ○ |
|  |              | 予約日に予約内容をリマインド通知が可能であること。                                           |            |  |  |   | ○ |
|  |              | 車両の到着を通知することができること。                                                 |            |  |  |   | ○ |
|  |              | スマートフォン利用者以外へのお知らせ通知が可能であること。<br>(例) メールによる通知、電話番号への自動音声通知 など       |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 乗降場所及び運行ルートなどをナビゲーションする機能があること。                                     | 運行支援       |  |  |   | ○ |
|  | ドライバー向けアプリ機能 | 各乗降地点の乗客を確認することができること。                                              |            |  |  |   | ○ |
|  |              | 予約キャンセルがあった場合にドライバーへ通知できること。                                        |            |  |  |   | ○ |
|  |              | ドライバーへの通知を音声で行う機能があること。                                             |            |  |  |   | ○ |
|  |              | 乗降時に、乗客を確認し記録できること。                                                 |            |  |  |   | ○ |
|  |              | 乗客の料金や支払い方法 (現金・回数券・回数券・オンライン決済など) などを記録できること。                      |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 事前にオンライン決済されている場合は、決済済であることを表示できる機能                                 |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 事前にオンライン決済されていない場合は、現金や交通系ICカードなどで、バス車内で運賃を支払えること。                  |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 事前にオンライン決済されていない場合におけるバス車内での運賃支払い方法として、QRコード決済等のキャッシュレス決済にも対応できること。 |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 運行に遅延が発生している場合に、乗車予定者に遅延を通知することができること。                              | 通知・連絡機能    |  |  | ○ |   |
|  |              | 乗車予定者が予約時間に乗降地点に現れずに乗車した場合、通知することができること。                            |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 日報に必要な以下の情報を入力できること。<br>(例) 入庫・出庫時間やオドメーター値、回数券販売情報 など              | 記録         |  |  | ○ |   |
|  | 予約機能         | 電話で受け付けた予約内容を利用者自身ではなく管理者等によりシステムへ代理で登録することができること。                  | 電話による予約受付  |  |  | ○ |   |
|  |              | 予約を受け付ける際に入力情報を活用できること                                              | 予約受付・確認    |  |  | ○ |   |
|  |              | 予約状況の一覧を表示できること。                                                    |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 予約のキャンセルが可能であること。                                                   |            |  |  | ○ |   |
|  | 運行計画         | 各車両の運行計画が一覧で表示できること。                                                | 運行計画 (ルート) |  |  | ○ |   |
|  |              | 運行計画は、地図画面上でルート表示ができること。                                            |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 登録車両の一覧を表示し、登録・変更・削除ができること。                                         | 車両管理       |  |  | ○ |   |
|  | 統計機能         | 運行実績の集計                                                             |            |  |  | ○ |   |
|  | 連絡・通知機能      | 連絡・通知機能                                                             |            |  |  | ○ |   |
|  | 利用料金設定等      | 利用料金設定                                                              |            |  |  | ○ |   |
|  | システムの拡張性     | サービスの連携                                                             |            |  |  | ○ |   |
|  | 外部サービスとの連携   | 他のMaaSアプリとの連携が可能でシステムであること。                                         |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 専用アプリ以外に、SNSアプリ等から予約ができること。                                         |            |  |  | ○ |   |
|  |              | 回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、適用することができること。                                | 回数券・クーポン券  |  |  | ○ |   |